

PCB 廃棄物対策に関する調査（都道府県市へのアンケート）結果

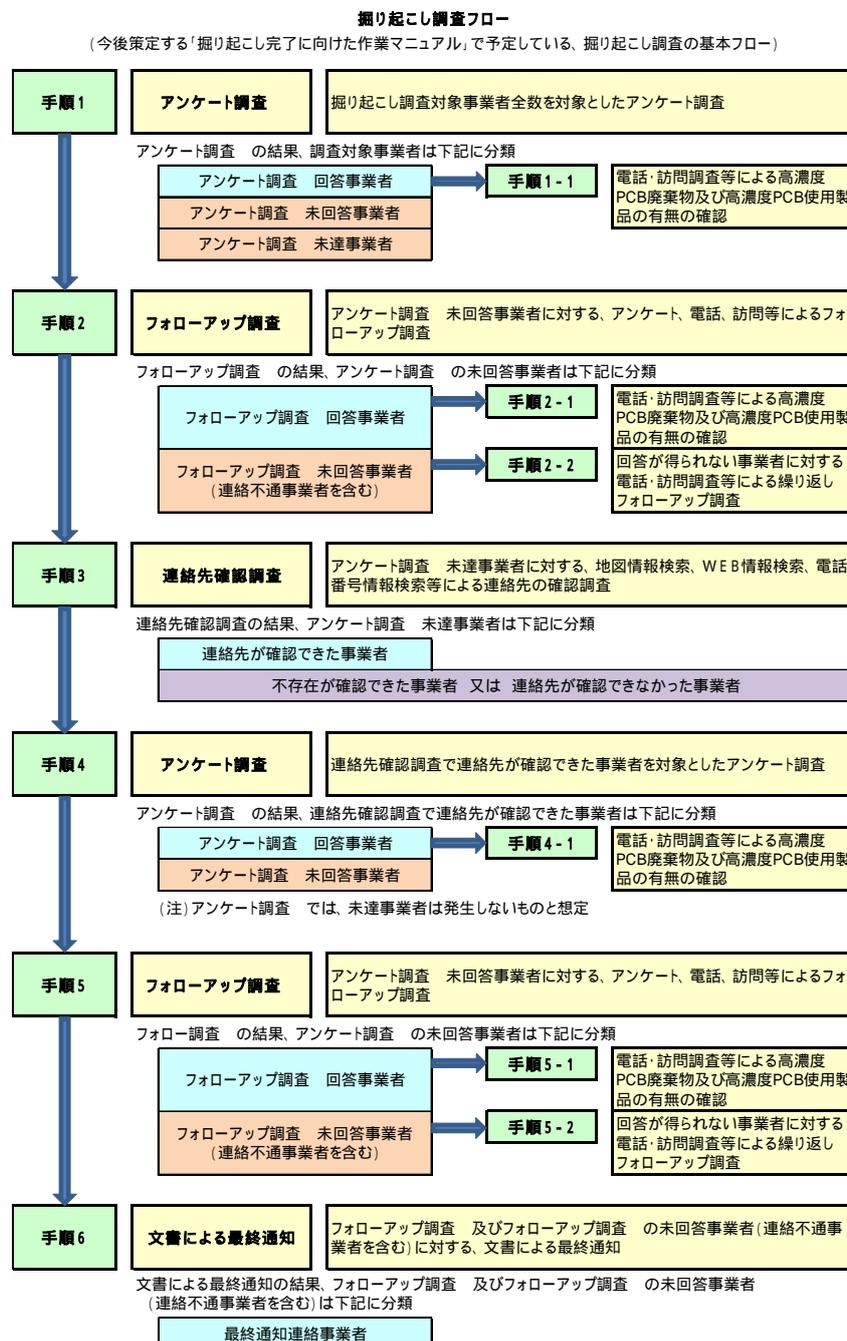
<調査対象>

都道府県、PCB 特措法第 19 条第 1 項に規定する政令市全 122 自治体）

<調査の時期>

平成 30 年 7 月実施（平成 30 年 6 月末時点を調査）

・ 掘り起こし調査対象事業所全体に対する掘り起こし調査実施の進捗率について



1. 自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査の実施について

平成 26 年度及び平成 28 年度に環境省が配布した自家用電気工作物設置者リストに基づく、貴都道府県市の掘り起こし調査の進捗状況について、平成 30 年 6 月末日時点での各ステップの実施状況について御回答ください。

変圧器・コンデンサーの掘り起こし調査が完了している北九州事業対象地域 39 自治体は調査対象から除外

(1) 調査対象事業者数

貴自治体の調査対象事業者はどのリストに基づくものですか。

平成 25 年度環境省と連携してモデル調査を実施した自治体は平成 26 年度提供の自家用電気工作物設置者リストを使用しているとしてください。

調査対象 83 自治体

内 容	今回調査
a 平成 26 年度提供の自家用電気工作物設置者リスト	38 自治体
b 平成 28 年度提供の自家用電気工作物設置者リスト	14 自治体
c 平成 26 年度提供データに平成 28 年度提供データの一部を追加したリスト	36 自治体
d その他	2 自治体

(その他の内容)

- ・ C(平成 26 年度提供データに平成 28 年度提供データの一部を追加したリスト)に平成 29 年度に経済産業省提供データの一部を追加したリスト
- ・ 県から提供された調査対象事業者リスト(平成 29 年度までの県の調査結果をリスト化したもの)。本年度中核市に移行したため、本市としては当該年度の自家用電気工作物設置者リストは提供を受けていない。

自治体名	使用したリスト				自治体名	使用したリスト					
	平成26年度	平成28年度	26年度に28年度を追加	その他		平成26年度	平成28年度	26年度に28年度を追加	その他		
北海道事業エリア	北海道	001 北海道			東京地域	神奈川県	014 神奈川県				
		050 旭川市					056 横浜市				
		051 札幌市					057 川崎市				
		052 函館市					058 横須賀市				
	青森県	002 青森県			静岡県	022 静岡県					
		108 青森市				062 静岡市					
	岩手県	122 八戸市			063 浜松市						
		003 岩手県			岐阜県	021 岐阜県					
	110 盛岡市			061 岐阜市							
	宮城県	004 宮城県			愛知県	023 愛知県					
		054 仙台市				064 名古屋市					
	秋田県	005 秋田県				090 豊田市					
		086 秋田市				096 豊橋市					
	福島県	006 山形県			105 岡崎市						
		007 福島県			024 三重県						
		087 郡山市			滋賀県	025 滋賀県					
		094 いわき市				115 大津市					
	124 福島市			京都府	026 京都府						
	008 茨城県				065 京都市						
	栃木県	009 栃木県			大阪府	027 大阪府					
084 宇都宮市				066 大阪市							
群馬県	010 群馬県			067 堺市							
	114 前橋市			068 東大阪市							
新潟県	116 高崎市			106 高槻市							
	015 新潟県			120 枚方市							
059 新潟市			118 豊中市								
富山県	019 山梨県			126 八尾市							
	016 富山県			兵庫県	028 兵庫県						
085 富山市			069 神戸市								
石川県	017 石川県				070 姫路市						
	060 金沢市				071 尼崎市						
長野県	018 福井県			099 西宮市							
	020 長野県			127 明石市							
095 長野市			奈良県	029 奈良県							
埼玉県	011 埼玉県				102 奈良市						
	101 さいたま市			和歌山県	030 和歌山県						
	103 川越市				072 和歌山市						
	121 越谷市			北海道	16	8	14	0			
125 川口市			東京	7	3	7	1				
千葉県	012 千葉県			豊田	4	0	7	1			
	055 千葉市			大阪	11	3	8	0			
	104 船橋市			計	38	14	36	2			
東京都	111 柏市										
	013 東京都										
109 八王子市											

掘り起こし調査マニュアルでは、自家用電気工作物設置者から法に基づく届出済みの事業者を除外するとともに、複数の事業所を管理している事業者を集約整理した事業者を調査対象事業者としておりますが、貴自治体ではどのような加工を実施されていますか。(複数回答可)

調査対象 83自治体

内 容	今回調査
a 自家用電気工作物設置者から PCB 特措法に基づく届出済みの事業者を除外	59自治体
b 自家用電気工作物設置者から電気関係報告規則に基づく届出済みの事業者を除外	9自治体
c 複数の事業所を管理している事業者を集約整理	48自治体
d その他	21自治体

(その他の内容)

- ・ 国有施設を除外(実行計画により率先して実施されるため)
- ・ 地方公共団体を除外(別途直接実施)
- ・ 該当の建物がない事業者を除外
- ・ 経済センサスデータを活用した掘り起こし調査で回答があった事業者を除外
- ・ 国及び自治体の事業所を除外
- ・ 県が立入等により PCB 使用製品及び廃棄物の保管状況等を把握している事業者を除外
- ・ 自家用電気工作物設置者から県有施設を除外
- ・ 加工等の記録はないが担当者が代わったため詳細は不明(福島市記入内容)
- ・ 国等の公共施設及び携帯基地局を除外
- ・ 現状建物が無い場所や、築年数等から対象外と考えられるもの等を除外
- ・ 県及び市町村の施設を除外
- ・ 届出事業者を含む全事業者にアンケートを送付し、集計の過程で届出事業者を除外した。
- ・ 特に加工はしていない。
- ・ 複数管理している事業者から問い合わせがあった場合のみ、複数事業者用の回答様式を送付している。
- ・ 本自治体管轄の施設、廃業や記載住所に対象施設がない等を対象から除外。
- ・ PCB 特措法及び電気関係報告規則に基づく届け出済事業者は除外していない。(使用中安定器などは把握できていない恐れがあるため。)電話、テレビ、ラジオなど電波塔を有する事業者のみ、集約して本社に調査票を発送、県、市町村は、別途、説明会を経て調査を実施。
- ・ 本市及び千葉県所管の施設を調査先から除外。
- ・ 1990 年以降建設の建物の除外、環境省精査データのマッチング作業に基づく除外、住宅地図及び web 地図による調査に基づく除外

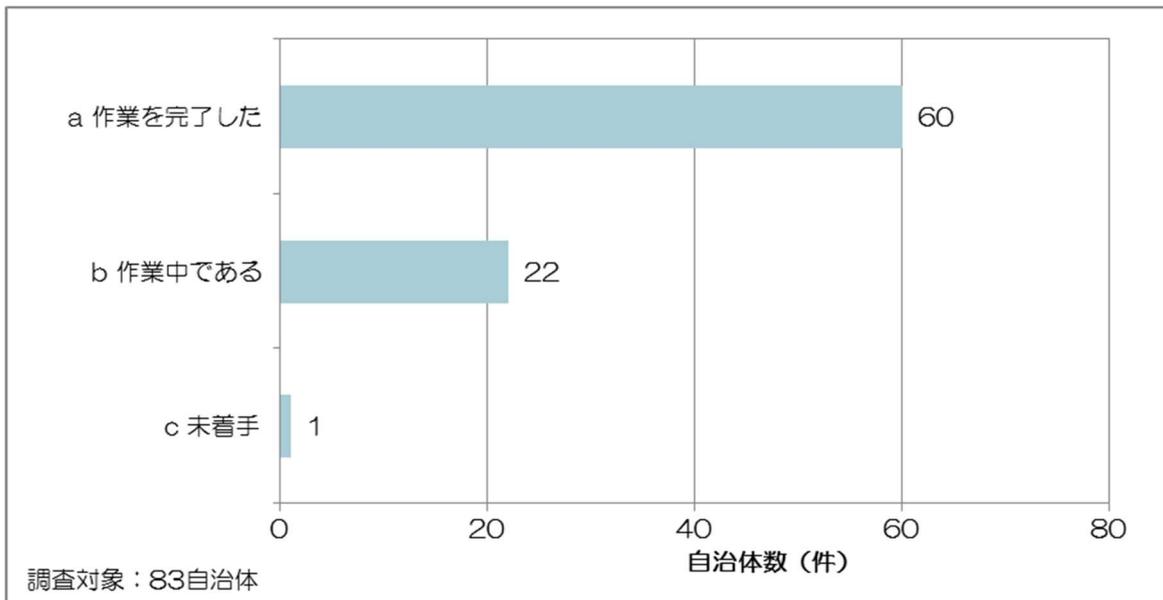
自治体名		リストに対する加工				自治体名		リストに対する加工				
		PCB特措法に基づき届出事業者を除外	電気関係報告規則に基づき届出済事業者を除外	複数事業所管理している事業者を集約	その他			PCB特措法に基づき届出事業者を除外	電気関係報告規則に基づき届出済事業者を除外	複数事業所管理している事業者を集約	その他	
北海道事業エリア	北海道	001 北海道				東京地域	神奈川県	014 神奈川県				
		050 旭川市						056 横浜市				
		051 札幌市						057 川崎市				
		052 函館市						058 横須賀市				
	青森県	002 青森県				静岡県	022 静岡県					
		108 青森市					062 静岡市					
	岩手県	003 岩手県				岐阜県	063 浜松市					
		110 盛岡市					021 岐阜県					
	宮城県	004 宮城県				愛知県	061 岐阜市					
		054 仙台市					023 愛知県					
	秋田県	005 秋田県				愛知県	064 名古屋市					
		086 秋田市					090 豊田市					
	福島県	006 山形県				大阪事業対象地域	096 豊橋市					
		007 福島県					105 岡崎市					
		087 郡山市					024 三重県					
		094 いわき市					025 滋賀県					
	栃木県	008 茨城県				京都府	115 大津市					
		009 栃木県					026 京都府					
	群馬県	084 宇都宮市				大阪府	065 京都市					
		010 群馬県					027 大阪府					
新潟県	114 前橋市				066 大阪市							
	015 新潟県				067 堺市							
富山県	059 新潟市				068 東大阪市							
	019 山梨県				106 高槻市							
石川県	016 富山県				120 枚方市							
	085 富山市				118 豊中市							
長野県	017 石川県				126 八尾市							
	060 金沢市				028 兵庫県							
東京事業対象地域	埼玉県	018 福井県				069 神戸市						
		020 長野県				070 姫路市						
		095 長野市				071 尼崎市						
		011 埼玉県				099 西宮市						
	千葉県	101 さいたま市				127 明石市						
		103 川越市				029 奈良県						
		121 越谷市				102 奈良市						
		125 川口市				030 和歌山県						
	東京都	012 千葉県				072 和歌山市						
		055 千葉市				北海道	24	5	19	9		
東京都	104 船橋市				東京	14	3	9	3			
	111 柏市				豊田	8	0	6	1			
東京都	013 東京都				大阪	13	1	14	8			
	109 八王子市				計	59	9	48	21			

(2) 掘り起こし調査作業状況及び進捗率について

【手順1 アンケート調査】の作業状況について

調査対象 83自治体

内 容	今回調査
a 全ての調査対象事業者について作業を完了した	60自治体
b 作業中である(未回収)	22自治体
c 未着手	1自治体

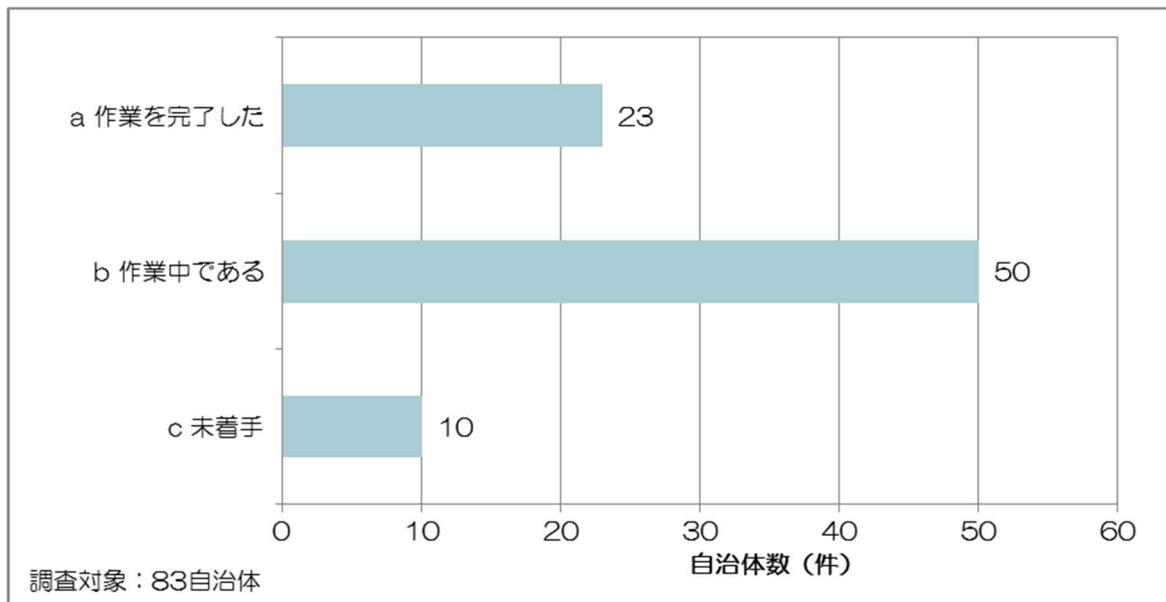


自治体名		手順1			自治体名		手順1				
		作業を完了した	作業中である	未着手			作業を完了した	作業中である	未着手		
北海道事業エリア	北海道	001 北海道				東京地域	神奈川県	014 神奈川県			
		050 旭川市						056 横浜市			
		051 札幌市						057 川崎市			
		052 函館市						058 横須賀市			
	青森県	002 青森県				静岡県	022 静岡県				
		108 青森市					062 静岡市				
	岩手県	003 岩手県				岐阜県	063 浜松市				
		110 盛岡市					021 岐阜県				
	宮城県	004 宮城県				愛知県	061 岐阜市				
		054 仙台市					023 愛知県				
	秋田県	005 秋田県				豊田事業対象地域	064 名古屋市				
		086 秋田市					090 豊田市				
	福島県	006 山形県					096 豊橋市				
		007 福島県					105 岡崎市				
		087 郡山市					024 三重県				
		094 いわき市				滋賀県	025 滋賀県				
	124 福島市				115 大津市						
	栃木県	008 茨城県				京都府	026 京都府				
		009 栃木県					065 京都市				
	群馬県	084 宇都宮市				大阪事業対象地域	027 大阪府				
010 群馬県					066 大阪市						
新潟県	114 前橋市				067 堺市						
	116 高崎市				068 東大阪市						
富山県	015 新潟県				106 高槻市						
	059 新潟市				120 枚方市						
石川県	019 山梨県				118 豊中市						
	016 富山県				126 八尾市						
長野県	085 富山市				兵庫県	028 兵庫県					
	017 石川県					069 神戸市					
東京都	060 金沢市					070 姫路市					
	018 福井県				071 尼崎市						
東京事業対象地域	埼玉県	020 長野県				099 西宮市					
		095 長野市				127 明石市					
		011 埼玉県				奈良県	029 奈良県				
		101 さいたま市					102 奈良市				
		103 川越市				和歌山県	030 和歌山県				
	121 越谷市				072 和歌山市						
	千葉県	125 川口市				北海道			23	10	1
		012 千葉県				東京			11	5	0
		055 千葉市				豊田			10	1	0
	東京都	104 船橋市				大阪			16	6	0
111 柏市					計			60	22	1	
	013 東京都										
	109 八王子市										

【手順2 フォローアップ調査】の作業状況について

調査対象 83自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査 の全ての未回答事業者について作業を完了した	23自治体
b 作業中である（未回収）	50自治体
c 未着手	10自治体

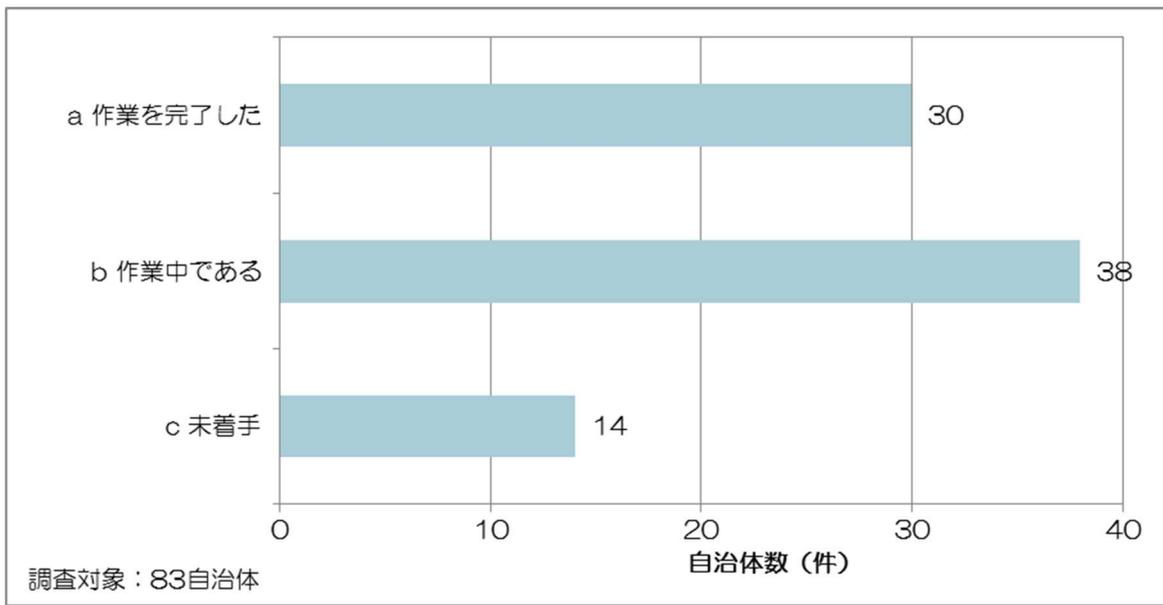


自治体名		手順2			自治体名		手順2			
		作業を完了した	作業中である	未着手			作業を完了した	作業中である	未着手	
北海道事業エリア	北海道	001 北海道			東京地域	神奈川県	014 神奈川県			
		050 旭川市					056 横浜市			
		051 札幌市					057 川崎市			
		052 函館市					058 横須賀市			
				098 相模原市						
	青森県	002 青森県				豊田事業対象地域	静岡県	022 静岡県		
		108 青森市						062 静岡市		
		122 八戸市						063 浜松市		
	岩手県	003 岩手県					岐阜県	021 岐阜県		
		110 盛岡市						061 岐阜市		
	宮城県	004 宮城県					愛知県	023 愛知県		
		054 仙台市						064 名古屋市		
	秋田県	005 秋田県						090 豊田市		
		086 秋田市						096 豊橋市		
		006 山形県						105 岡崎市		
	福島県	007 福島県						024 三重県		
		087 郡山市					滋賀県	025 滋賀県		
		094 いわき市						115 大津市		
		124 福島市					京都府	026 京都府		
		008 茨城県						065 京都市		
栃木県	009 栃木県			大阪府	027 大阪府					
	084 宇都宮市				066 大阪市					
群馬県	010 群馬県				067 堺市					
	114 前橋市				068 東大阪市					
	116 高崎市				106 高槻市					
新潟県	015 新潟県				120 枚方市					
	059 新潟市				118 豊中市					
	019 山梨県			126 八尾市						
富山県	016 富山県			兵庫県	028 兵庫県					
	085 富山市				069 神戸市					
石川県	017 石川県				070 姫路市					
	060 金沢市				071 尼崎市					
	018 福井県				099 西宮市					
長野県	020 長野県			127 明石市						
	095 長野市			奈良県	029 奈良県					
埼玉県	011 埼玉県				102 奈良市					
	101 さいたま市			和歌山県	030 和歌山県					
	103 川越市				072 和歌山市					
	121 越谷市									
	125 川口市									
千葉県	012 千葉県			北海道	9	18	7			
	055 千葉市			東京	5	10	1			
	104 船橋市			豊田	3	8	0			
	111 柏市			大阪	6	14	2			
東京都	013 東京都			計	23	50	10			
	109 八王子市									

【手順3 連絡先確認調査】の作業状況について

調査対象 83自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査 の全ての未達事業者について作業を完了した	30自治体
b 作業中である	38自治体
c 未着手	14自治体

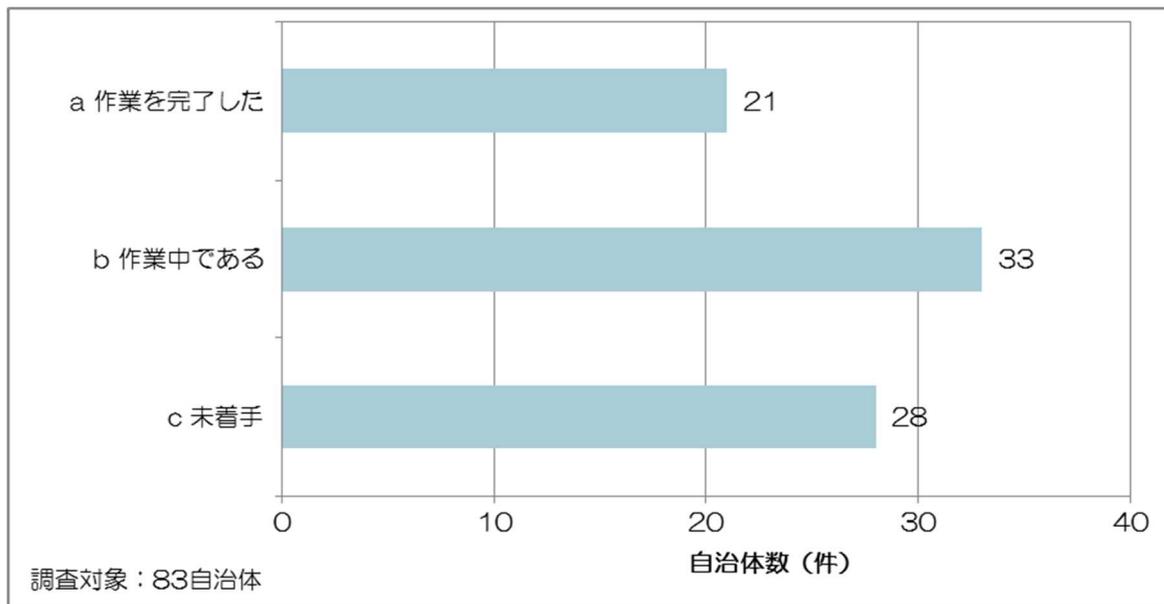


自治体名		手順3			自治体名		手順3				
		作業を完了した	作業中である	未着手			作業を完了した	作業中である	未着手		
北海道事業エリア	北海道	001 北海道				東京地域	神奈川県	014 神奈川県			
		050 旭川市						056 横浜市			
		051 札幌市						057 川崎市			
		052 函館市						058 横須賀市			
	青森県	002 青森県				静岡県	022 静岡県				
		108 青森市					062 静岡市				
	岩手県	122 八戸市				岐阜県	063 浜松市				
		003 岩手県					021 岐阜県				
	宮城県	110 盛岡市				愛知県	061 岐阜市				
		004 宮城県					023 愛知県				
	秋田県	054 仙台市				愛知県	064 名古屋市				
		005 秋田県					090 豊田市				
	福島県	086 秋田市				大阪事業対象地域	096 豊橋市				
		006 山形県					105 岡崎市				
		007 福島県					024 三重県				
		087 郡山市					滋賀県	025 滋賀県			
	栃木県	094 いわき市				京都府	115 大津市				
		124 福島市					026 京都府				
	群馬県	008 茨城県				大阪府	065 京都市				
		009 栃木県					027 大阪府				
新潟県	084 宇都宮市				兵庫県	066 大阪市					
	010 群馬県					067 堺市					
富山県	114 前橋市				奈良県	068 東大阪市					
	116 高崎市					029 奈良県					
石川県	015 新潟県				和歌山県	106 高槻市					
	059 新潟市					070 神戸市					
長野県	019 山梨県				和歌山県	120 枚方市					
	016 富山県					071 尼崎市					
東京都	085 富山市				和歌山県	099 西宮市					
	017 石川県					127 明石市					
東京都	060 金沢市				和歌山県	072 和歌山市					
	018 福井県					030 和歌山県					
東京都	020 長野県				和歌山県	072 和歌山市					
	095 長野市					072 和歌山市					
東京都	011 埼玉県				北海道	10	15	8			
	101 さいたま市				東京	4	10	2			
東京都	103 川越市				豊田	6	4	1			
	121 越谷市				大阪	10	9	3			
東京都	125 川口市				計	30	38	14			
	012 千葉県										
東京都	055 千葉市										
	104 船橋市										
東京都	111 柏市										
	013 東京都										
東京都	109 八王子市										

【手順4 アンケート調査】の作業状況について

調査対象 83自治体

内 容	今回調査
a 連絡先確認調査で得られた全ての連絡先が確認できた事業者について作業を完了した	21自治体
b 作業中である（未回収）	33自治体
c 未着手	28自治体



自治体名		手順4			自治体名		手順4				
		作業を完了した	作業中である	未着手			作業を完了した	作業中である	未着手		
北海道事業エリア	北海道	001 北海道				東京地域	神奈川県	014 神奈川県			
		050 旭川市						056 横浜市			
		051 札幌市						057 川崎市			
		052 函館市						058 横須賀市			
	青森県	002 青森県				豊田事業対象地域	静岡県	022 静岡県			
		108 青森市						062 静岡市			
		122 八戸市						063 浜松市			
	岩手県	003 岩手県				岐阜県	021 岐阜県				
		110 盛岡市					061 岐阜市				
	宮城県	004 宮城県				愛知県	023 愛知県				
		054 仙台市					064 名古屋市				
	秋田県	005 秋田県					090 豊田市				
		086 秋田市					096 豊橋市				
	福島県	006 山形県					105 岡崎市				
		007 福島県				024 三重県					
		087 郡山市				滋賀県	025 滋賀県				
		094 いわき市					115 大津市				
	栃木県	008 茨城県				京都府	026 京都府				
		009 栃木県					065 京都市				
	群馬県	010 群馬県				大阪府	027 大阪府				
114 前橋市					066 大阪市						
116 高崎市					067 堺市						
新潟県	015 新潟県				068 東大阪市						
	059 新潟市				106 高槻市						
富山県	019 山梨県				120 枚方市						
	016 富山県				118 豊中市						
石川県	085 富山市				126 八尾市						
	017 石川県				兵庫県	028 兵庫県					
060 金沢市				069 神戸市							
長野県	018 福井県					070 姫路市					
	020 長野県					071 尼崎市					
東京事業対象地域	埼玉県	095 長野市					099 西宮市				
		011 埼玉県				127 明石市					
		101 さいたま市				奈良県	029 奈良県				
		103 川越市					102 奈良市				
		121 越谷市				和歌山県	030 和歌山県				
	125 川口市				072 和歌山市						
	千葉県	北海道			7	13	13				
		東京			4	7	5				
		豊田			3	5	3				
	東京都	大阪			7	8	7				
計			21	33	28						

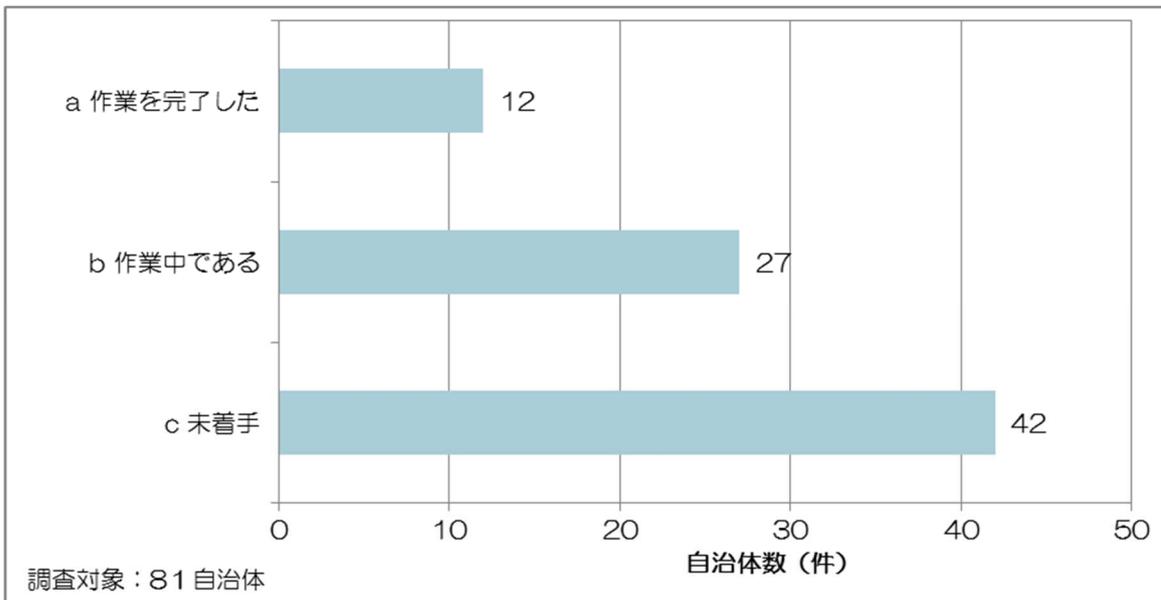
【手順5 フォローアップ調査】の作業状況について

調査対象 81自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査 の全ての未回答事業者について作業を完了した	12自治体
b 作業中である（未回収）	27自治体
c 未着手	42自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・豊田市・奈良市（手順4の対象事業者に対し電話・訪問等を行い全ての対象事業者から回答を得られ、手順5の実施が不要のため）

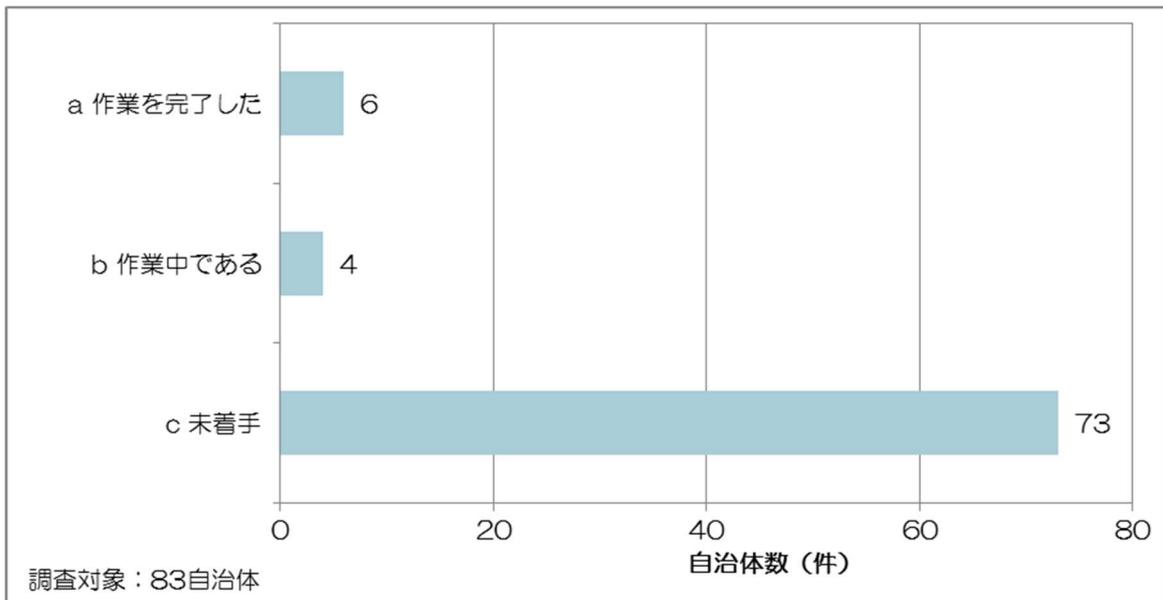


自治体名			手順5			自治体名			手順5		
			作業を完了した	作業中である	未着手				作業を完了した	作業中である	未着手
北海道事業エリア	北海道	001 北海道				東京地域	神奈川県	014 神奈川県			
		050 旭川市						056 横浜市			
		051 札幌市						057 川崎市			
		052 函館市						058 横須賀市			
	青森県	002 青森県				静岡県		022 静岡県			
		108 青森市					062 静岡市				
		122 八戸市					063 浜松市				
	岩手県	003 岩手県				岐阜県	021 岐阜県				
		110 盛岡市					061 岐阜市				
	宮城県	004 宮城県				愛知県	023 愛知県				
		054 仙台市					064 名古屋市				
	秋田県	005 秋田県					090 豊田市				
		086 秋田市					096 豊橋市				
		006 山形県				105 岡崎市					
	福島県	007 福島県				024 三重県					
		087 郡山市				滋賀県	025 滋賀県				
		094 いわき市					115 大津市				
		124 福島市				京都府	026 京都府				
	008 茨城県				065 京都市						
	栃木県	009 栃木県				大阪府	027 大阪府				
084 宇都宮市					066 大阪市						
群馬県	010 群馬県				067 堺市						
	114 前橋市				068 東大阪市						
	116 高崎市				106 高槻市						
新潟県	015 新潟県				120 枚方市						
	059 新潟市				118 豊中市						
	019 山梨県				126 八尾市						
富山県	016 富山県				兵庫県	028 兵庫県					
	085 富山市					069 神戸市					
石川県	017 石川県					070 姫路市					
	060 金沢市					071 尼崎市					
	018 福井県					099 西宮市					
長野県	020 長野県				127 明石市						
	095 長野市				奈良県	029 奈良県					
埼玉県	011 埼玉県					102 奈良市					
	101 さいたま市				和歌山県	030 和歌山県					
	103 川越市					072 和歌山市					
	121 越谷市				北海道	4	10	20			
	125 川口市				東京	2	3	11			
千葉県	012 千葉県				豊田	1	7	2			
	055 千葉市				大阪	5	7	9			
	104 船橋市				計	12	27	42			
	111 柏市										
東京都	013 東京都										
	109 八王子市										

【手順6 文書による最終通知】の作業状況について

調査対象 83自治体

内 容	今回調査
a フォローアップ調査 の未回答事業者及びフォローアップ調査 の未回答事業者について作業を完了した	6自治体
b 作業中である	4自治体
c 未着手	73自治体



自治体名	手順6			自治体名	手順6					
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手			
北海道事業エリア	北海道	001 北海道			東京地域	神奈川県	014 神奈川県			
		050 旭川市					056 横浜市			
		051 札幌市					057 川崎市			
		052 函館市					058 横須賀市			
	098 相模原市									
	青森県	002 青森県			豊田事業対象地域	静岡県	022 静岡県			
		108 青森市					062 静岡市			
		122 八戸市					063 浜松市			
	岩手県	003 岩手県			岐阜県	021 岐阜県				
		110 盛岡市				061 岐阜市				
	宮城県	004 宮城県			愛知県	023 愛知県				
		054 仙台市				064 名古屋市				
	秋田県	005 秋田県				090 豊田市				
		086 秋田市				096 豊橋市				
	0105 岡崎市									
	福島県	006 山形県			024 三重県					
		007 福島県			滋賀県	025 滋賀県				
		087 郡山市				115 大津市				
		094 いわき市			京都府	026 京都府				
	124 福島市			065 京都市						
	茨城県	008 茨城県			大阪事業対象地域	大阪府	027 大阪府			
		009 栃木県					066 大阪市			
	栃木県	084 宇都宮市					067 堺市			
		010 群馬県					068 東大阪市			
群馬県	114 前橋市			106 高槻市						
	116 高崎市			120 枚方市						
新潟県	015 新潟県			118 豊中市						
	059 新潟市			126 八尾市						
富山県	016 富山県			兵庫県	028 兵庫県					
	085 富山市				069 神戸市					
石川県	017 石川県				070 姫路市					
	060 金沢市				071 尼崎市					
018 福井県			099 西宮市							
長野県	020 長野県			127 明石市						
	095 長野市									
東京事業対象地域	埼玉県	011 埼玉県			奈良県	029 奈良県				
		101 さいたま市				102 奈良市				
		103 川越市			和歌山県	030 和歌山県				
		121 越谷市				072 和歌山市				
		125 川口市								
	千葉県	012 千葉県			北海道	2	2	30		
		055 千葉市			東京	1	0	15		
		104 船橋市			豊田	1	1	9		
		111 柏市			大阪	2	1	19		
	東京都	013 東京都			計	6	4	73		
109 八王子市										

(2) 各都道府県市の掘り起こし調査内容、進捗率及び掘り起こし調査完了日について
 自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査(1/4)

上段：平成30年6月末時点、下段：平成30年1月末時点

	自治体名	調査対象 事業者数	回答 事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定)日	調査対象及び調査方法	備考	
北海道 事業対象地域	001 北海道	22,245	20,267	91.1	平成32年3月	平成26年及び平成28年		
		(25,515)	(22,653)	(88.7)	(平成32年3月)	(平成26年及び平成28年)	(集計途中の暫定値)	
	050 旭川市	2,020	1,722	85.2	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(2,021)	(1,723)	(85.2)	(平成31年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
	051 札幌市	9,665	8,246	85.3	平成34年3月	平成28年	経済センサス活動調査結果に基づく事業者(46,629件)に対する調査を実施	
		(9,731)	(7,011)	(72.0)	(平成32年3月)	(平成28年度及び経済センサス活動調査結果から自家用データを抽出)	(経済センサス活動調査結果に基づく事業者(46,629件)に対する調査を実施)	
	052 函館市	1,584	1,100	69.4	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(1,584)	(961)	(60.6)	(平成33年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
	青森県	002 青森県	5,018	3,569	71.1	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
			(5,139)	(3,343)	(65.0)	(平成32年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
		108 青森市	1,270	979	77.0	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
			(1,271)	(972)	(76.4)	(平成32年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
	122 八戸市	902	627	69.5	平成32年3月	平成26年及び平成28年		
		(902)	(627)	(69.5)	(平成32年3月)	(平成26年及び平成28年)		
	岩手県	003 岩手県	6,455	2,880	44.6	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	経済産業省提供の使用及び廃止リストで平成30年9月以降実施予定
			(6,455)	(2,880)	(44.6)	(平成33年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
	110 盛岡市	2,089	1,914	91.6	平成32年6月	平成28年		
		(2,104)	(1,665)	(79.1)	(平成31年6月)	(平成28年)		
	宮城県	004 宮城県	8,452	8,194	96.9	平成31年3月	平成26年	
			(8,627)	(8,309)	(96.3)	(平成30年3月)	(平成26年)	
	054 仙台市	6,209	5,279	85.0	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(6,209)	(5,275)	(84.9)	(平成33年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
	秋田県	005 秋田県	6,384	5,949	93.1	平成31年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
			(6,501)	(5,173)	(79.5)	(平成31年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
086 秋田市	2,071	1,791	86.4	平成31年3月	平成26年			
	(2,058)	(1,791)	(87.0)	(平成31年3月)	(平成26年)			
006 山形県	6,946	5,648	81.3	平成33年3月	平成28年			
	(6,952)	(4,957)	(71.3)	(平成33年3月)	(平成28年)			
福島県	007 福島県	9,200	5,600	60.8	平成34年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(9,200)	(4,900)	(53.2)	(平成33年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	(対象事業者数及び回答事業者数は精査中のため、おおよその数値。)	
	087 郡山市	2,159	1,617	74.8	平成31年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(2,159)	(1,424)	(65.9)	(平成31年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
	094 いわき市	2,703	0	0.0	平成31年2月	平成28年		
(2,703)		(0)	(0.0)	(平成31年2月)	(平成28年)			
124 福島市	1,783	925	51.8	未定	平成26年	経済センサス基礎調査結果も使用している。		
	()	()	()	()	()			
008 茨城県	17,467	9,895	56.6	平成32年3月	平成26年			
	(17,391)	(10,669)	(61.3)	(平成31年3月)	(平成26年)			
栃木県	009 栃木県	11,647	7,004	60.1	平成31年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(11,647)	(7,003)	(60.1)	(平成32年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
	084 宇都宮市	2,927	2,704	92.3	平成31年3月	平成26年		
	(2,873)	(2,678)	(93.2)	(平成31年3月)	(平成26年)			

自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査（2 / 4）

上段：平成30年6月末時点、下段：平成30年1月末時点

	自治体名	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考	
北海道事業対象地域	群馬県	010 群馬県	12,414	9,167	73.8	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
			(13,124)	(6,210)	(47.3)	(平成32年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
		114 前橋市	1,893	1,763	93.1	平成32年3月	平成26年	
	新潟県	015 新潟県	(1,922)	(1,383)	(71.9)	(未定)	(平成26年)	
			1,486	1,376	92.5	未定	平成26年	
		(1,486)	(1,376)	(92.5)	(未定)	(平成26年)		
	059 新潟市	14,957	9,847	65.8	平成33年3月	平成26年		
	富山県	019 山梨県	(14,957)	(9,847)	(65.8)	(平成33年3月)	(平成26年)	
			5,857	5,435	92.7	平成31年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
		(5,790)	(5,414)	(93.5)	(平成30年11月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
	石川県	016 富山県	3,698	2,727	73.7	平成33年12月	平成26年	
			(3,698)	(2,727)	(73.7)	(平成32年3月)	(平成26年)	
		085 富山市	4,663	3,640	78.0	未定	平成26年	
	長野県	017 石川県	(4,722)	(3,640)	(77.0)	(未定)	(平成26年)	
			2,910	2,758	94.7	平成33年6月	平成26年	
(2,910)		(2,758)	(94.7)	(平成33年6月)	(平成26年)			
東京都事業対象地域	018 福井県	5,424	3,622	66.7	平成34年3月	平成28年	地方公共団体（市町・一部事務組合・広域連合・協議会）(46件) に対する調査を実施（独自の調査として別表に整理）	
		(5,520)	(2,138)	(38.7)	(平成34年3月)	(平成28年)	(地方公共団体（市町・一部事務組合・広域連合・協議会）(46件) に対する調査を実施（独自の調査として別表に整理））	
	060 金沢市	2,144	948	44.2	平成32年3月	平成28年		
埼玉県	020 長野県	(3,707)	(0)	(0.0)	(平成32年3月)	(平成28年)		
		7,618	5,760	75.6	平成32年3月	平成26年		
	(7,618)	(5,558)	(72.9)	(平成32年3月)	(平成26年)			
千葉県	095 長野市	14,130	13,027	92.1	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(13,780)	(12,687)	(92.0)	(平成33年3月)	(平成26年)		
	011 埼玉県	2,500	2,479	99.1	平成31年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
東京都事業対象地域	012 千葉県	(2,560)	(2,415)	(94.3)	(平成30年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
		29,041	22,049	75.9	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
	(31,947)	(23,709)	(74.2)	(平成33年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)			
東京都事業対象地域	101 さいたま市	5,408	4,687	86.6	平成34年3月	平成26年及び平成28年		
		(5,283)	(4,384)	(82.9)	(平成34年3月)	(平成26年及び平成28年)		
	103 川越市	1,740	1,348	77.4	平成31年9月	平成28年		
東京都事業対象地域	121 越谷市	(1,740)	(1,338)	(76.8)	(平成33年3月)	(平成28年)		
		1,471	899	61.1	平成31年4月	平成26年に平成28年の一部を追加		
	(1,471)	(834)	(56.6)	(平成33年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)			
東京都事業対象地域	125 川口市	3,382	2,433	71.9	平成33年3月		埼玉県から提供された調査対象事業者リスト（平成29年度までの埼玉県の調査結果をリスト化したもの）に基づく調査を実施	
		()	()	()	()	()		
	012 千葉県	20,351	20,351	100.0	平成30年3月	平成26年		
東京都事業対象地域	055 千葉県	(20,947)	(16,627)	(79.3)	(平成32年3月)	(平成26年)	(平成30年1月19日に未回答事業者5,093件に対し、最終通知連絡を実施。最終通知連絡事業者件数を含め、進捗率は98.3%となった。)	
		3,678	2,127	57.8	平成31年8月	平成28年		
	(3,678)	(2,127)	(57.8)	(平成31年6月)	(平成28年)			
東京都事業対象地域	104 船橋市	1,869	1,525	81.5	平成32年3月	平成26年		
		(1,869)	(1,251)	(66.9)	(平成31年3月)	(平成26年)		
	111 柏市	1,711	1,212	70.8	平成34年3月	平成28年		
東京都事業対象地域	013 東京都	(1,680)	(1,114)	(66.3)	(平成31年3月)	(平成28年)		
		67,463	55,515	82.2	平成33年3月	平成26年		
	(67,463)	(52,795)	(78.2)	(平成33年3月)	(平成26年)			
東京都事業対象地域	109 八王子市	2,550	2,182	85.5	平成33年6月	平成26年		
		(2,647)	(2,218)	(83.7)	(平成33年6月)	(平成26年)		

自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査（3/4）

上段：平成30年6月末時点、下段：平成30年1月末時点

	自治体名	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率(%)	調査完了(予定)日	調査対象及び調査方法	備考
東京事業対象地域	014 神奈川県	14,170	9,241	65.2	平成33年	平成26年	
		(14,211)	(8,692)	(61.1)	(平成33年)	(平成26年)	
	056 横浜市	14,941	5,745	38.4	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
		(14,941)	(5,509)	(36.8)	(平成31年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
	057 川崎市	4,811	2,671	55.5	平成33年3月	平成26年	自家用電気工作物設置事業者以外の事業者を対象とした調査を実施予定(未着手)
		(4,811)	(2,671)	(55.5)	(未定)	(平成26年)	
058 横須賀市	1,260	840	66.6	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	自家用電気工作物設置事業者以外の事業者を対象とした調査を実施予定(未着手)	
	(1,260)	(777)	(61.6)	(平成32年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
098 相模原市	2,589	2,204	85.1	未定	平成26年に平成28年の一部を追加		
	(2,646)	(2,015)	(76.1)	(未定)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
豊田事業対象地域	022 静岡県	19,034	14,232	74.7	平成33年4月	平成26年に平成28年の一部を追加	
		(19,004)	(14,160)	(74.5)	(平成33年4月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
	062 静岡市	2,769	1,971	71.1	平成33年7月	平成26年に平成28年の一部を追加	
		(2,934)	(1,924)	(65.5)	(平成33年7月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
	063 浜松市	5,146	4,473	86.9	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
		(5,144)	(4,499)	(87.4)	(平成33年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
	021 岐阜県	13,572	10,995	81.0	平成32年3月	平成26年	
		(13,572)	(10,359)	(76.3)	(平成32年3月)	(平成26年)	
	061 岐阜市	2,763	2,113	76.4	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	平成29年度に経済産業省提供データの一部を追加
		(2,763)	(2,035)	(73.6)	(平成31年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	(平成29年度に経済産業省提供データの一部を追加)
	023 愛知県	27,874	19,806	71.0	平成32年6月	平成26年	
		(27,874)	(18,201)	(65.2)	(平成32年6月)	(平成26年)	
064 名古屋市	9,335	5,702	61.0	平成33年6月	平成26年		
	(9,924)	(5,692)	(57.3)	(平成33年6月)	(平成26年)		
090 豊田市	2,787	2,787	100.0	平成30年4月	平成26年に平成28年の一部を追加		
	(2,787)	(2,787)	(100.0)	(平成30年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
096 豊橋市	2,152	1,790	83.1	平成33年6月	平成26年に平成28年の一部を追加		
	(2,142)	(1,703)	(79.5)	(平成33年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
105 岡崎市	1,235	1,150	93.1	平成33年3月	平成26年		
	(1,235)	(1,150)	(93.1)	(平成33年3月)	(平成26年)		
024 三重県	12,774	10,698	83.7	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	電気絶縁物処理協会リスト事業者(1,200件)に対する調査を実施済(独自の調査として別表に整理)	
	(12,073)	(9,252)	(76.6)	(平成30年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	(電気絶縁物処理協会リスト事業者(1,200件)に対する調査を実施済(独自の調査として別表に整理))	
大阪事業対象地域	025 滋賀県	8,558	7,258	84.8	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
		(8,558)	(7,016)	(81.9)	(平成31年9月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
	115 大津市	1,338	1,033	77.2	未定	平成26年に平成28年の一部を追加	
		(1,412)	(1,026)	(72.6)	(未定)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
	026 京都府	3,251	2,215	68.1	平成31年10月	平成26年に平成28年の一部を追加	
		(3,673)	(2,136)	(58.1)	(平成31年10月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
065 京都市	3,731	2,534	67.9	平成32年3月	平成28年		
	(3,769)	(1,938)	(51.4)	(平成32年3月)	(平成28年)		

自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査（４／４）

上段：平成30年6月末時点、下段：平成30年1月末時点

自治体名	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率（％）	調査完了（予定）日	調査対象及び調査方法	備考	
大阪府	027 大阪府	16,871	7,058	41.8	平成30年3月	平成26年	未回答又は未達事業所については、H29年度調査対象に含まれる。また、H29年度調査の未回答事業所に最終通知実施。（参考：6,700件に送付済。）経済センサス（平成26年度）に基づく従業員10名以上の事業者(22,500件)に対し安定器調査を実施（独自の調査として別表に整理）
		(16,871)	(7,058)	(41.8)	(平成30年3月)	(平成26年)	(未回答又は未達事業所については、H29年度調査対象に含まれる。また、H29年度調査の未回答事業所に最終通知実施。（参考：9,300件に送付済。）経済センサス（平成26年度）に基づく従業員10名以上の事業者(22,500件)に対し安定器調査を実施（独自の調査として別表に整理）
	066 大阪市	23,535	22,778	96.7	平成33年3月	平成26年	大阪市独自の事業者データベース（PCB特措法届出前のPCB保管事業者情報、過去にPCB届出が提出されたが現在届出の無い事業者情報、PCB機器を使用していた自家工作物設置者情報を含むデータベース）を基づく事業者(9,826件)を対象にフォローアップ調査を実施（独自の調査として別表に整理）
		(23,695)	(22,267)	(93.9)	(平成33年3月)	(平成26年)	(大阪市独自の事業者データベース（PCB特措法届出前のPCB保管事業者情報、過去にPCB届出が提出されたが現在届出の無い事業者情報、PCB機器を使用していた自家工作物設置者情報を含むデータベース）を基づく事業者(9,826件)を対象にフォローアップ調査を実施（独自の調査として別表に整理）
	067 堺市	3,493 (3,458)	3,030 (2,603)	86.7 (75.2)	平成32年9月 (平成32年9月)	平成26年 (平成26年)	
	068 東大阪市	4,392	1,457	33.1	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	電気絶縁物処理協会リスト事業者に対する調査を実施予定（独自の調査として別表に整理）
		(4,392)	(1,396)	(31.7)	(未定)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
	106 高槻市	801	607	75.7	平成33年3月	平成26年	
		(808)	(603)	(74.6)	(平成33年3月)	(平成26年)	
	120 枚方市	1,632	1,381	84.6	平成32年6月	平成26年に平成28年の一部を追加	
(1,633)		(1,351)	(82.7)	(平成32年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
118 豊中市	797	593	74.4	平成32年3月	平成26年		
	(796)	(510)	(64.0)	(平成32年3月)	(平成26年)		
126 八尾市	1,850	1,307	70.6	未定	平成26年	経済センサスに基づく従業員10名以上の事業所（1,963件）に対する調査を実施（独自の調査として別表に整理）	
	()	()	()	()	()		
兵庫県	028 兵庫県	13,923	8,502	61.0	平成32年12月	平成28年	
		(15,267)	(8,502)	(55.6)	(平成32年12月)	(平成28年)	
	069 神戸市	8,595	7,790	90.6	平成32年3月	平成26年	
		(8,595)	(7,062)	(82.1)	(平成32年10月)	(平成26年)	
	070 姫路市	3,556	3,440	96.7	平成31年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
		(3,574)	(3,366)	(94.1)	(平成31年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
	071 尼崎市	1,735	1,602	92.3	未定	平成26年に平成28年の一部を追加	
		(1,735)	(1,600)	(92.2)	(未定)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
099 西宮市	2,217	2,130	96.0	平成30年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
	(2,217)	(2,085)	(94.0)	(平成30年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
127 明石市	1,153	601	52.1	平成33年3月	平成28年		
	()	()	()	()	()		
奈良県	029 奈良県	5,764	5,764	100.0	平成31年3月	平成26年	(独自の調査として別表に整理)
		(5,764)	(5,064)	(87.8)	(平成31年3月)	(平成26年)	
	102 奈良市	1,352	1,352	100.0	平成30年10月	平成28年度	従業員数5名以上の事業所（3953件）に対する調査を実施（独自の調査として別表に整理）
(1,352)		(1,352)	(100.0)	(平成30年5月)	(平成28年度)	(従業員数5名以上の事業所（3953件）に対する調査を実施中（独自の調査として別表に整理）)	
和歌山県	030 和歌山県	3,391	3,012	88.8	平成31年3月	平成26年	市町村（和歌山市を除く29件）に対する調査を実施（独自の調査として別表に整理） 手順3以降は集計作業中
		(3,391)	(2,947)	(86.9)	(平成31年3月)	(平成26年)	(市町村（和歌山市を除く29件）に対する調査を実施（独自の調査として別表に整理）)
	072 和歌山市	2,170 (2,048)	1,844 (1,605)	84.9 (78.3)	平成31年3月 (平成31年3月)	平成26年 (平成26年)	

PCB 廃棄物等に係る独自の掘り起こし調査の進捗状況 (1 / 3)

上段：平成30年6月末時点、下段（括弧書き）：平成30年1月末時点

	自治体名	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考
北海道事業対象地域	001 北海道	()	()	()	()	()	
	050 旭川市	()	()	()	(平成32年12月)	(リストについては検討中)	(平成30年6月以降実施予定)
	051 札幌市	46,629 (46,629)	24,306 (26,376)	52.1 (56.5)	平成34年3月 (平成38年3月)	経済センサス活動調査結果 (経済センサス活動調査結果)	
	052 函館市	()	()	()	()	()	
	002 青森県	()	()	()	()	()	
	108 青森市	()	()	()	()	()	
	122 八戸市	()	()	()	()	()	
	003 岩手県	1,454 ()	()	()	()	経済産業省提供の使用及び廃止リスト ()	平成30年9月以降実施予定
	110 盛岡市	()	()	()	()	()	
	004 宮城県	()	()	()	()	()	
	054 仙台市	()	()	()	()	()	
	005 秋田県	()	()	()	()	()	
	086 秋田市	()	()	()	()	()	
	006 山形県	()	()	()	()	()	
	007 福島県	()	()	()	()	()	
	087 郡山市	()	()	()	()	()	
	094 いわき市	()	()	()	()	()	
	124 福島市	1,231 ()	390 ()	31.6 ()	未定 ()	経済センサス基礎調査結果 ()	
	008 茨城県	()	()	()	()	()	
	009 栃木県	()	()	()	()	()	
	084 宇都宮市	()	()	()	()	()	
	010 群馬県	()	()	()	()	()	
	114 前橋市	()	()	()	()	()	
	116 高崎市	()	()	()	()	()	
015 新潟県	()	()	()	()	()		
059 新潟市	()	()	()	()	()		
019 山梨県	()	()	()	()	()		
016 富山県	()	()	()	()	()		
085 富山市	()	()	()	()	()		
017 石川県	46 (46)	46 (46)	100.0 (100.0)	平成28年11月 (平成28年11月)	地方公共団体 (市町・一部事務組合・広域) (地方公共団体 (市町・一部事務組合・広域連合・協議会))		
060 金沢市	()	()	()	()	()		
018 福井県	()	()	()	()	()		
020 長野県	()	()	()	()	()		
095 長野市	()	()	()	()	()		
東京事業対象地域	011 埼玉県	()	()	()	()	()	
	101 さいたま市	()	()	()	()	()	
	103 川崎市	()	()	()	()	()	
	121 越谷市	()	()	()	()	()	
	125 川口市	()	()	()	()	()	

PCB 廃棄物等に係る独自の掘り起こし調査の進捗状況 (2 / 3)

上段：平成30年6月末時点、下段（括弧書き）：平成30年1月末時点

	自治体名	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定)日	調査対象及び調査方法	備考	
東京事業対象地域	千葉県	012 千葉県	()	()	()	()	()	
		055 千葉市	()	()	()	()	()	
		104 船橋市	()	()	()	()	()	
		111 柏市	()	()	()	()	()	
	東京都	013 東京都	()	()	()	()	()	
		109 八王子市	()	()	()	()	()	
	神奈川県	014 神奈川県	()	()	()	()	()	
		056 横浜市	()	()	()	()	()	
		057 川崎市	()	()	()	平成34年3月	()	実施予定 (未着手)
		058 横須賀市	()	()	()	()	()	実施予定 (未着手)
098 相模原市		()	()	()	()	()		
豊田事業対象地域	静岡県	022 静岡県	()	()	()	()	()	
		062 静岡市	()	()	()	()	()	
		063 浜松市	()	()	()	()	()	
	岐阜県	021 岐阜県	()	()	()	()	()	
		061 岐阜市	()	()	()	()	()	
	愛知県	023 愛知県	()	()	()	()	()	
		064 名古屋市	()	()	()	()	()	
		090 豊田市	()	()	()	()	()	
		096 豊橋市	()	()	()	()	()	
		105 岡崎市	()	()	()	()	()	
024 三重県	1,200 (1,200)	1,200 (1,200)	100.0 (100.0)	平成24年度 (平成24年度)	電気絶縁物処理協会による調査を完了 (電気絶縁物処理協会による調査を完了)			
大阪事業対象地域	滋賀県	025 滋賀県	()	()	()	()	()	
		115 大津市	()	()	()	()	()	
	京都府	026 京都府	()	()	()	()	()	
		065 京都市	()	()	()	()	()	
	大阪府	027 大阪府	21,900	21,900	100.0	平成30年3月	経済センサス - 基礎調査結果に基づく従業員10名以上の事業者掘り起こし調査マニュアルに準じて実施	・H29.12月に未回答事業所約6,700件に対して回答督促通知文を送付。 ・回答督促通知文に返信のなかった事業者に対して督促電話を行っている。 ・今後も電話や立入等により未回答事業者への督促及び指導を行う。
		(21,500)	(14,000)	(65.1)	(平成30年3月)	(経済センサス - 基礎調査結果に基づく従業員10名以上の事業者掘り起こし調査マニュアルに準じて実施)	(・H29.12月に未回答事業所約9,300件に対して回答督促通知文を送付。 ・回答督促通知文に返信のなかった事業者に対して督促電話を行っている。 ・今後も電話や立入等により未回答事業者への督促及び指導を行う。)	
大阪府	066 大阪市	9,826	()	()	()	自家用電気工作物設置事業者に対して、大阪市独自の事業者データベース (PCB特措法届出前のPCB保管事業者情報、過去にPCB届出が提出されたが現在届出の無い事業者情報、PCB機器を使用していた自家工作物設置者情報を含むデータベース) を基にフォローアップ調査を実施。	進捗状況等は、「1.自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査」のとおり	
	(9,826)	()	()	()	()	(自家用電気工作物設置事業者に対して、大阪市独自の事業者データベース (PCB特措法届出前のPCB保管事業者情報、過去にPCB届出が提出されたが現在届出の無い事業者情報、PCB機器を使用していた自家工作物設置者情報を含むデータベース) を基にフォローアップ調査を実施。)	(進捗状況等は、「1.自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査」のとおり)	

PCB 廃棄物等に係る独自の掘り起こし調査の進捗状況 (3 / 3)

上段：平成30年6月末時点、下段（括弧書き）：平成30年1月末時点

	自治体名	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定)日	調査対象及び調査方法	備考	
大阪事業対象地域	大阪府	067 堺市	()	()	()	()	()	
		068 東大阪市	()	()	()	未定	電気絶縁物処理協会リストに基づく調査を実施予定 リストの情報提供を受けていないため、実施時期については未定	
		106 高槻市	()	()	()	()	()	
		120 枚方市	()	()	()	()	()	
		118 豊中市	()	()	()	()	()	
		126 八尾市	1,963	1,257	64.0	未定	経済センサスに基づく従業員10名以上の事業所 (1,963件) 掘り起こし調査マニュアルに準じて実施	・回答があった事業者に対してフォロー（説明会等）を実施 ・未達者又は未回答者に対してフォロー予定
		兵庫県	028 兵庫県	()	()	()	()	()
	069 神戸市		()	()	()	()	()	
	070 姫路市		()	()	()	()	()	
	071 尼崎市		()	()	()	()	()	
	099 西宮市		()	()	()	()	()	
	127 明石市		()	()	()	()	()	
	奈良県	029 奈良県	()	()	()	()	()	
		102 奈良市	3,609 (3,609)	3,609 (3,609)	100.0 (100.0)	平成30年8月 (平成30年8月)	従業員数5名以上の事業所 (3953件) 住所が確認できなかった事業者数344件 (従業員数5名以上の事業所)	
	和歌山県	030 和歌山県	29 (29)	29 (29)	100.0 (100.0)	平成28年3月 (平成28年3月)	市町村 (和歌山市を除く) (市町村 (和歌山市を除く))	
		072 和歌山市	()	()	()	()	()	

・処理が滞っている事案について

(1) 排出事業者不明等による処理が滞っている事案について

前回の調査(平成30年1月)以降、新たに把握された事案の詳細について、別紙に御回答ください。なお、前回の調査で御回答いただいた内容は予め別紙に記載されておりますので、変更があった事例については当該変更箇所を赤字で記載してください。

調査対象 122自治体

自治体名		事案数	自治体名		事案数	自治体名		事案数			
北海道事業対象地域	北海道	001 北海道	28	東京事業対象地域	東京都	013 東京都	7	北九州事業対象地域	島根県	129 松江市	0
		050 旭川市	0			109 八王子市	0			岡山県	033 岡山県
		051 札幌市	4		神奈川県	014 神奈川県	3				083 岡山市
		052 函館市	0			056 横浜市	5		100 倉敷市		0
	青森県	002 青森県	3			057 川崎市	0		広島県	034 広島県	3
		108 青森市	3			058 横須賀市	0			073 広島市	0
		122 八戸市	1			098 相模原市	0			074 呉市	0
	岩手県	003 岩手県	3			静岡県	022 静岡県			3	091 福山市
		110 盛岡市	0		062 静岡市		0		山口県	035 山口県	0
	宮城県	004 宮城県	4		063 浜松市		2			075 下関市	0
		054 仙台市	0		岐阜県	021 岐阜県	6		036 徳島県	2	
	秋田県	005 秋田県	0			061 岐阜市	1		香川県	037 香川県	0
		086 秋田市	0	023 愛知県	11	097 高松市	0				
	福島県	006 山形県	3	愛知県	064 名古屋市	8	愛媛県	038 愛媛県	4		
		007 福島県	14		090 豊田市	0		089 松山市	0		
		087 郡山市	0		096 豊橋市	1	高知県	039 高知県	0		
		094 いわき市	0		105 岡崎市	0		092 高知市	1		
		124 福島市	0		024 三重県	5	福岡県	040 福岡県	0		
	栃木県	008 茨城県	1		滋賀県	025 滋賀県		2	076 北九州市	0	
		009 栃木県	0	115 大津市		0		077 福岡市	0		
		084 宇都宮市	0	京都府	026 京都府	4		078 大牟田市	0		
	群馬県	010 群馬県	3		065 京都市	0	112 久留米市	0			
		114 前橋市	0	大阪府	027 大阪府	1	041 佐賀県	1			
	116 高崎市	1	066 大阪市		100	長崎県	042 長崎県	1			
	新潟県	015 新潟県	15		067 堺市		0	079 長崎市	0		
		059 新潟市	1		068 東大阪市	2	080 佐世保市	0			
	富山県	019 山梨県	0		106 高槻市	0	熊本県	043 熊本県	0		
		016 富山県	5		120 枚方市	0		081 熊本市	1		
		085 富山市	0		118 豊中市	0	大分県	044 大分県	0		
	石川県	017 石川県	15		126 八尾市	2		088 大分市	0		
		060 金沢市	0		兵庫県	028 兵庫県	4	宮崎県	045 宮崎県	3	
	018 福井県	6	069 神戸市			0	093 宮崎市		0		
長野県	020 長野県	8	070 姫路市	0		鹿児島県	046 鹿児島県	1			
	095 長野市	3	071 尼崎市	1			082 鹿児島市	0			
東京事業対象地域	埼玉県	011 埼玉県	7	099 西宮市		0	沖縄県	047 沖縄県	0		
		101 さいたま市	3	127 明石市		0		119 那覇市	0		
		103 川越市	0	奈良県	029 奈良県	0	北海道	121			
		121 越谷市	0		102 奈良市	0	東京	33			
	125 川口市	0	和歌山県	030 和歌山県	3	豊田	37				
	千葉県	012 千葉県		8	072 和歌山市	0	大阪	119			
		055 千葉市	0	鳥取県	031 鳥取県	3	北九州	24			
		104 船橋市	0		128 鳥取市	2	全国	334			
111 柏市		0	島根県	032 島根県	0						

・その他 PCB 廃棄物対策に関する自由意見 <重複あり>

掘り起こし調査（安定器以外）について 1 件

- ・ 変圧器・コンデンサーの掘り起こし調査は、「自家用電気工作物設置者」に対して実施することとされ、このリストに基づき調査を実施したが、処分期間終了間際に「P 協データ」等これまで対象とされなかったものについても調査を行うべき旨、地方環境事務所から指示を受けたことがあった。「あるかもしれない」との考えから調査を行うよう指示すること自体は容易だが、実際に何をどこまですれば良いのか明確に示し、安易にマニュアルに記載した内容以外の指示を出さないことが必要であると考えます。同時に、調査範囲についてはマニュアルに正確な情報を記載すべきであると考えます。

掘り起こし調査（安定器）について 27 件

マニュアルについて 7 件

- ・ 次回の改正が予定されている旨の話を噂で聞いたが、処理期限が迫っていること、来年度事業への検討もあるので、改正するのであれば事前に変更予定点について教えていただきたい。
- ・ 安定器掘り起こし調査の対象となる昭和 52 年 3 月以前に建てられた事業用建物について「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第 4 版)」では「建物情報は多岐にわたり、建物種類の情報を考慮しながら各自治体で判断して処置する」旨、記載されている。実際、家屋課税台帳を取り寄せると建物情報は多岐にわたり、対象となる建物件数もどの種類を対象とするかで大きく変動するが自家用電気工作物設置者の場合と比較してかなりの数になる。自治体により対象建物のばらつきが出るのはよくないと考えるので、昨年度実施したモデル調査の結果をもとにより具体的な対象建物、面積規模等マニュアルで示してほしい。また調査対象から漏れる建物があることも想定し、広報等調査以外の対応も検討してほしい。
- ・ 安定器の掘り起こし調査で使用する建物登記簿について、入手したデータをそのまま活用することができず、データとして整理するのに相当な時間を要する。効果的なデータ整理の方法について、マニュアル等を提供していただきたい。
- ・ 県内の安定器には安定器本体とコンデンサーがコードでつながっているタイプが多く存在し、現場確認すると既にこのコードを切り離している事例が多く、その後の対応に苦慮している。ついては、当該安定器の留意事項について、マニュアルや通知もしくは事例集への掲載等を検討していただきたい。
- ・ PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第 4 版)
P.25 調査対象事業者リストの入手(抜粋)
【登記簿の場合】・【家屋課税台帳の場合】
いずれの場合においても、情報提供依頼にあたっては、その利用目的(PCB 使用安定器の設置状況の実態把握のための調査票送付及び適正処理の指導)及び利用する情報を明らかにすることが必要である。と記載されており、自家用電気工作物の掘り起こしの中では、上記の情報提供依頼について触れられていないため対応が行われるのか。
- ・ 現在の掘り起こしマニュアルでは手順や実績について、調査方法の方針が示されているが、

当該業務に当たる職員が財政部局への予算要求や業者への委託に当たり説明するための資料にはなっていない。担当者は別途、こういった委託仕様書でどのような効果が認められるのかといった詳細な資料を入手する必要がある。

先行で調査を行っている自治体の詳細な資料（実際使用した調査票や委託仕様書）をより簡易に入手可能となるよう、イントラネットによる共有サイトの運営等について検討してもらいたい。

- ・ PCB 使用安定器の掘り起こし調査の対象事業者について、本市では、登記情報を基に選定を行ったところ、所有者不明の調査対象建物が多数存在することが判明した。PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第4版）には、現地調査により所有者の連絡先を確認する方法が示されており、登記情報から現地調査を実施するためには、ブルーマップにて建物地番から建物所在を調査し、得られた建物所在について現地調査する必要がある。この方法で調査する場合、1件の調査に時間がかかるため、市職員のみで対応する場合、物理的に調査完了できない。一方、調査可能なものについては全件調査が望ましいと考えられる。ついては、このような場合、委託してでも実施すべきか、所有者不明として調査対象事業者から除外することとなるのか、環境省の見解を御教示願いたい。委託してでも現地調査を実施する必要があるとの見解であれば、調査の具体的な方法についても併せて御教示願いたい。

リストについて 10件

- ・ 調査にあたって、現在各自治体で調査以前に台帳整備等に苦慮しているところだが、現在行っている安定器の掘り起こしモデル調査の結果や今後の効率的な調査に向けて更なる調整等を行ってほしい。でなければ、マニュアルに掲げた掘り起こし調査自体を行うことは困難だと思料される。
- ・ 登記簿情報について法務局に照会したが、膨大なリストになるなどの理由から保留にしている。また、安定器については管理者が事業者自身となっており、重電機器所有事業者のように主任技術者がいないため、回答内容に疑義が生じていたり、回答率が非常に悪いと聞いている。調査の実施については、環境省のモデル事業結果の公表内容や方針等をみて検討していくこととしており、現在は、各種講習会や県 HP 等で周知を行っているに留まっている。
- ・ 本県では、PCB 使用安定器の掘り起こし調査に向けて準備を行っているところであるが、調査対象となる建物は約4万件と膨大であり、効率的に調査を行うため、対象建物の絞り込みが課題となっている。ついては、環境省が昨年度モデル的に実施した掘り起こし調査の結果や、PCB 使用安定器が多数の蛍光灯を利用する際に設置されるものであるという特性を踏まえ、当該機器が存在する蓋然性が高い建物の種類や面積要件等について御教示願いたい。
- ・ 安定器の掘り起こし調査にあたり家屋課税台帳（税情報）は入手することができない。また、建物登記情報では所在地が地番表記にされ、所有者情報が更新されているか分からないため、対象者リストの作成が困難である。

自家用電気工作物設置者を対象にした掘り起こし調査では、電気主任技術者などの専門知識を有する人に、事業者から確認することができた。しかし、安定器の掘り起こし調査で

は、事業者が相談できる人がいないことが想定されるため、専門家の現地派遣や、関係団体への協力依頼など効率的な掘り起こし調査が行えるよう支援していただきたい。

- ・ 昨年度環境省で実施した安定器を対象とした掘り起こしモデル調査の結果・課題等の情報共有及び掘り起こし調査マニュアルへの反映を速やかに行っていただくようお願いします。
- ・ 登記情報のみでは、精度が高い掘り起こし調査は到底できない。実際に調査を行う自治体のことを考えた対策を練って欲しい。
- ・ PCB 特措法において、市町村が保有する固定資産税の課税情報を、法律の施行のために必要な限度において、都道府県で利用できるよう、「空家等対策の推進に関する特別措置法第10条」と同様の規程の明記または当該内容の通知を総務省・環境省から早急に発出するよう強く要望する。
- ・ 安定器掘り起こし調査の元となる調査対象者のリスト作成にあたって、登記簿、家屋課税台帳、経済センサス、情報通信会社提供情報の全てが入手できた場合、どの情報源の組み合わせで、どのように対象者の選定作業を実施することが適切と考えるか、意見を伺いたい。
- ・ 国の策定する掘り起こし調査マニュアルにおいて、安定器を対象とした調査については、政令市の場合は家屋課税台帳を基に行うこととされているが、税情報に該当することを理由に所轄課より台帳の提供を断られている。よって、調査のために家屋課税台帳の提供がなされるような、法の整備が必要である。
- ・ 安定器の掘り起こし調査を進めるにあたり、家屋課税台帳の情報を利用しているが、登記種類が倉庫や車庫などの場合に、事業場が一般家庭に付随するものかの判断に苦慮している。送付対象者の効率的・効果的な選定方法について早急な情報提供をお願いする。

モデル調査の結果について 3件

- ・ 環境省が実施した安定器の掘り起こし調査モデル事業について、当初、平成30年4月中に結果を公開することになっていたが、未だに示されていない。今後実施予定の調査に生かすため、早急に示して頂きたい。
- ・ モデル事業の結果についてご教示いただきたい。特に、家屋課税台帳から「居宅」のみを除外しただけでは対象件数が膨大であるため、効果的な調査対象の絞り込み方をご教示いただきたい。
- ・ 昨年度環境省で実施した安定器を対象とした掘り起こしモデル調査の結果・課題等の情報共有及び掘り起こし調査マニュアルへの反映を速やかに行っていただくようお願いします。

技術的支援について 4件

- ・ 昨年度掘り起こし調査を行う際に、財団内に専用の問い合わせ窓口電話を2回線設置していただいたが、それでも回線が足りず、福岡県への問い合わせが非常に多かったため、窓口電話回線を増やすことを検討していただきたい。また、対応期間が1か月程度と記載してあるが、県内の調査対象事業者数が多いため、調査期間は1か月以上かかる。自治体に応じた対応期間にご協力いただきたい。
- ・ 電気工事事業者より、調査依頼者に対してこういった報告書を提出したらよいかの相談を受けることがある。動画により照明器具の反射板等の外し方及び確認作業の要領を公開だ

けでなく、調査要領等や統一した報告様式の作成をお願いしたいです。また、関係団体（電気事業者等）への安定器周知を行っていただき、よりきめ細かく、精度の高い掘り起こしが可能になるよう環境の整備をお願いします。

- ・ PCB 使用安定器の発見事例について画像、動画等のホームページ等での公開を要望する。PCB 使用安定器の期限内処理を推進するうえで、調査段階での発見漏れを極力少なくすることが重要である中、残置された安定器の発見事例の紹介は、自ら調査を実施する事業者、調査の依頼を受ける電気事業者の双方にとって大いに参考となると思われるためである。
- ・ PCB 使用安定器の調査を請負うことができる事業者の確保をお願いしたい。

関係機関との連携 6件

- ・ PCB 使用安定器の所有者は、自家用電気工作物の所有者に比べて、事業者以外の個人所有者が多く、PCB の認知度の低さや、連絡先が把握しづらいといった掘り起こし調査での問題がある。事業者以外の一般の個人所有者へ向けた PCB 使用安定器の広報を全国的に行ってほしい。

掘り起こし調査に必要な情報提供を受けられるよう関係省庁へ協力依頼をしてほしい。

空家等対策の推進に関する特別措置法（第十条）のように所有者等に関する情報の利用が出来るようにポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の改正を行ってほしい。

上記内容の意見は多くの自治体から出ていると思われるが、対応出来ないのであれば、その理由を説明してほしい。

- ・ 税情報の利用が可能となるよう関係部局との調整をお願いしたい。
- ・ 安定器の掘り起こし調査にあたり家屋課税台帳（税情報）は入手することができない。また、建物登記情報では所在地が地番表記にされ、所有者情報が更新されているか分からないため、対象者リストの作成が困難である。自家用電気工作物設置者を対象にした掘り起こし調査では、電気主任技術者などの専門知識を有する人に、事業者から確認することができた。しかし、安定器の掘り起こし調査では、事業者が相談できる人がいないことが想定されるため、専門家の現地派遣や、関係団体への協力依頼など効率的な掘り起こし調査が行えるよう支援していただきたい。

- ・ PCB 使用安定器の所有者は、自家用電気工作物の所有者に比べて、事業者以外の個人所有者が多く、PCB の認知度の低さや、連絡先が把握しづらいといった掘り起こし調査での問題がある。事業者以外の一般の個人所有者へ向けた PCB 使用安定器の広報を全国的に行ってほしい。

掘り起こし調査に必要な情報提供を受けられるよう関係省庁へ協力依頼をしてほしい。

空家等対策の推進に関する特別措置法（第十条）のように所有者等に関する情報の利用が出来るようにポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の改正を行ってほしい。

上記内容の意見は多くの自治体から出ていると思われるが、対応出来ないのであれば、その理由を説明してほしい。

- ・ 安定器の掘り起こし調査にあたり家屋課税台帳（税情報）は入手することができない。また、建物登記情報では所在地が地番表記にされ、所有者情報が更新されているか分からない

いため、対象者リストの作成が困難である。自家用電気工作物設置者を対象にした掘り起こし調査では、電気主任技術者などの専門知識を有する人に、事業者から確認することができた。しかし、安定器の掘り起こし調査では、事業者が相談できる人がいないことが想定されるため、専門家の現地派遣や、関係団体への協力依頼など効率的な掘り起こし調査が行えるよう支援していただきたい。

- ・ 他省庁や関係機関等と連携し、必要な情報を提供していただきたい。安定器は現在示されている資料だけでは判断できないものがあり、これまでの知見などで新たに得られているもの。低濃度機器は、対象事業所が不明瞭であることに加え、小型機器にあつてはPCB可能性の有無も明確でない。

国の周知・広報について 24件

- ・ カネミ油症事件から50年が経過したこと、保管事業者が代替わりしたことなどにより、PCBに関する知識や関心が希薄となってきた。国において、テレビCM等のマスメディアを活用して、PCBの毒性や法制度について国民に広く周知、啓発することをお願いする。
- ・ 各自治体において調査や啓発を進めているが、処理期限が迫る中、自治体単位での周知には限界があると感じている。早急に国が主体となり、新聞社や放送機関等を活用した全国一斉キャンペーンの取り組みを実施していただきたい。
- ・ 処理期限が定められているPCB廃棄物の処理等について、広く一般に認識を促すとともに、PCB廃棄物の所在把握及び早期処理の必要性を強く印象づける効果的な広報・啓発を、国が関係企業団体等と一体となつて行うなど、積極的な措置を講じていただきたい。
- ・ 掘り起こし調査やPCB処理が円滑に進むよう、JESCO北九州エリアだけでなく、北海道エリアでも関係団体や各種メディアを通じた広報等、国の積極的な関与を要望する。
- ・ PCB特措法が施行されてから約17年となるが、中小企業や個人事業主の中には、未だPCB含有機器の有無の確認やPCB廃棄物の処理の必要性について十分に理解している人が少ない。国において、全国の中小企業や個人事業主にPCBに関する意識付けが進むよう、大規模かつ継続的に普及啓発を行っていただきたい。
- ・ 処分期間終了まで1年以内となつた地区については、環境省においてテレビCMを実施する見込であり、これにより、新たなPCB廃棄物の掘り起こしにつながることを期待される。しかしながら、事業者に対してJESCOへの情報登録など処分に向けた指導を十分に行うには一定の期間が必要であることから、テレビCMの早期の実施や、その前段階として新聞広告などを実施いただきたい。
- ・ マスメディア等を活用した大規模で対象を限定しない広報活動により、PCBの期間内処理の完了について周知していただきたい。
- ・ 過去の掘り起こし調査の対象となつている事業所であっても特措法を全く知らない所があり、知つていても危機感の低い状況である。国として、制度の周知を実効性のある形で、早期に行うべきと考える。
- ・ 全てのPCB使用製品・廃棄物の処分期間内の早期かつ適正な処理の必要性等に関して、国の責任において、マスメディア等を活用した広報・啓発を積極的に実施されたい。
- ・ JESCO北九州事業エリアでTVコマーシャルを放映したところ、一定の効果が得られたと

聞いている。JESCO 大阪事業エリアでも処分期間内に同様に TV コマーシャルを放映するなど、国を挙げた周知をお願いしたい。

- ・ JESCO 北九州事業エリアにおいて、テレビ CM 放映後の反響が大きく、もう少し早くから放映してほしいと聞いている。国において、テレビ CM 等、広報活動を早めを実施してほしい。
- ・ 北九州事業エリアでは、変圧器、コンデンサーの処分期間（H30 年 3 月末）間近にテレビ CM で広報したところ効果があったと聞いている。掘り起こし調査を対象事業所の理解を得て円滑に進めるために、処分期間間近でなく早期に全国的な広報をお願いしたい。
- ・ 調査をする際に、安定器の危険性が十分に周知されていないために回答率が低くなるのではという懸念がある。公共広告機構などから CM 等の広告を出していただくと、安定器の危険性や廃棄をすることの重要性の喚起につながると考えるので検討していただきたい。
- ・ PCB 廃棄物の早期処理に向けて、テレビ、新聞等による全国的な広報を検討していただきたい。
- ・ PCB 廃棄物（使用製品も含む。）について広く国民に周知する必要がある。昨年度末のテレビ CM については、問い合わせもあり、効果があったと考えている。一度きりではなく、常時、あらゆるメディアを通じて、全国的広報を行うことを要望する。特に安定器については、電気の知識がない所有者が多いと想定されること、電気工作物以上に掘り起こし調査で全てを把握することは難しいと考えられることから、様々なツールを使って広報行っていただきたい。
- ・ 安定器の掘り起こし調査については、昨年秋頃から環境省においてモデル調査を実施されていると思うが、マニュアルに基づく調査を実施した結果、どのような問題・課題が発生したかなど、今後の調査の実施に参考とするため、情報共有をしていただきたい。また、テレビなどを通じ、幅広い周知を継続して行っていただく必要があると思う。テレビ CM や全国紙等を用いた PCB 廃棄物適正処理に関する広報を行ってほしい。
- ・ 安定器は、変圧器等のような自家用電気工作物設置者リストがなく、古い建物のオーナーも PCB 安定器の存在自体知らないことが多いと推測されます。掘り起こしには、早めに全国的な広報（新聞、テレビ CM、インターネット等）を行っていただきたいです。
- ・ PCB 安定器の処分期限が迫っているため、テレビやラジオを利用した積極的な全国広報を実施していただきたい。
- ・ 平成 29 年度末の変圧器、コンデンサーの処理期限を周知するテレビ CM の効果が大きかったため、安定器、汚染物等についても是非テレビ CM での広報をお願いしたい。
- ・ 北九州事業エリアにおいて平成 30 年 2 月～3 月にかけて放送され、未確認であった変圧器・コンデンサー保管事業者の発見に非常に効果的であった TVCM について、各自治体で実施することは非常に困難であることから、安定器や他の地域の変圧器・コンデンサーの期限内処分についても、放送回数や時期、放送局数を増やして実施していただきたい。
- ・ 安定器については、処分期限の TVCM での周知広報が必要であり、西日本エリアに関しては早急に実施していただきたい。
- ・ 安定器の PCB 使用判別方法が事業者にもわかるよう、確認方法の手順等をまとめた映像等を作成し、環境省ホームページ等で公開するとともに、事業者、電気工事業者等への説明会を行っていただきたい。

- ・ PCB 使用安定器については、処分期間が平成 33 年 3 月 31 日までと短期間であり、当該機器の保有状況の調査の対象となる者が個人、事業者と多岐にわたり、かつ、対象者数も多数である。当該機器を処分すべき者すべてに対する指導が困難であるため、処分期間内の処分完了のためには、対象者へ幅広く啓発することが重要である。
高濃度 PCB 廃棄物（廃変圧器等）の処分期間終期において、環境省によるマスメディアを通じた啓発活動により、本市においても高濃度 PCB 廃棄物の所有を把握していなかった者から相談を受けるなど、同省による啓発活動は非常に有効な手段であると考えます。
については、PCB 使用安定器の確実な処分完了のため、安定器の処分期間内においても、早期からマスメディアを通じた啓発活動を実施していただきたい。
- ・ 電気主任者が PCB 含有の自家用電気工作物の周知して頂きたい。

低濃度 PCB 廃棄物について 5 件

- ・ 低濃度 PCB 廃棄物、使用製品に係る規制、取組み等についての見込みを教えてください。
- ・ 低濃度 PCB 含有機器について、現在も多くの事業所で使用されていることが想定されるが、PCB 含有の可能性がある機器は分析が必要であり、PCB を含有していた場合は再接続の禁止、新しい機器の購入等、処分費以外の費用負担が大きい。早期の処理完了を達成するためにも、事業者に対する経済的支援の検討をお願いしたい。また、これらの機器についての効果的な掘り起こし方法があればご教示いただきたい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の今後の掘り起こし調査などの方針を示していただきたい。
- ・ 高濃度 PCB 廃棄物に比べ対策が遅れている低濃度 PCB 廃棄物の POPs 条約期限内の処理に向け、掘り起こし方策の明示や使用状況の届出等、法令上の必要な措置を講じていただきたい。
- ・ 高濃度 PCB 使用製品については「処分期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならない。」（PCB 特措法第 18 条）とあるが、低濃度 PCB 使用製品は廃棄の期限が定められておらず、様式第一号に関する届出も対象外となっている。その一方で、期限内の処理のため把握や指導が必要となると考える。今後、事業者による報告（行政としての把握）や指導に関する指針をいただきたい。

PCB 汚染物等（塗膜くず等）について 12 件

入口基準について 6 件

- ・ 橋梁の塗膜くず、建物のシーリング材などに含まれる PCB 廃棄物（となるもの）に関する情報を提供いただきたい。PCB 廃棄物等の該当性の判断基準を示していただきたい。
- ・ PCB 含有の判断基準、排出者について、早急に見解を示していただきたい。
- ・ 塗膜やシーリング材等の PCB 汚染物については、国からガイドライン等が出されていないこともあり、排出事業者より相談を受けても明確な回答ができない状況にある。調査対象となる構造物や年代、分析方法、入口基準等が記載されたガイドライン等を速やかに出し、提供していただきたい。なお、PCB 汚染物に関しては、高濃度で含有されるものもあることから、ガイドライン等をいつ出す予定か明確に示していただきたい。
- ・ “ 廃プラスチック等のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの ” 等、PCB

汚染物の定義について、分析方法やどれくらいの量がついていれば該当するかのいわゆる入口基準が定められておらず、厚生省告示第 192 号のいわゆる卒業判定基準の値を準用する等、自治体によって判断が分かれている。入口基準について、一定の方針を示していただきたい。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 条の 4 第 5 項口(1)の条文中、“(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)”内の“環境省令”について、定義されている箇所が見つからず、ご教示願いたい。
- ・ 「PCB が封入された廃プラスチック類」は特別管理産業廃棄物に該当するが、具体的な判定基準は定められておらず、各自治体の判断に任せられている。特別管理産業廃棄物に該当するか否かは自治体が独自に判断する事項ではないと思われるので、統一的な基準を設定していただきたい。

掘り起こし調査について 2 件

- ・ PCB 汚染物等について、法的（廃棄物処理法及び PCB 特別措置法）取扱いが不明瞭であるものを明確化した上で、JESCO で処理を行うべき高濃度 PCB 廃棄物の種類及び数量を早期に確定するとともに、掘り起こし調査の手法を確立し、処理期限の厳守に向けたロードマップを明確に示していただきたい。
- ・ 街路灯及びトンネルの照明に設置されている安定器並びに橋梁の塗膜くず等に係る PCB 廃棄物等の掘り起こし調査について、国が所有する施設でどのような調査が行われているか、情報共有してもらいたい。

取扱い・判断について 4 件

- ・ 橋梁塗膜に関しての取扱いを示していただきたい。
- ・ 高濃度 PCB 使用製品の所有者は、処分期間内における当該 PCB 使用製品の廃棄に係る義務を有している。塗膜に高濃度の PCB を含有する橋梁が高濃度 PCB 使用製品に該当するのであれば、所有者である国又は地方公共団体は、処分期間内に使用を止め、その後保管事業者として PCB 含有塗膜を処分しなければならないと解される。一方、橋梁工事等で発生する塗膜くずについては、元請業者に処理責任があるとの見解が国より示されている。異なる見解があり、一部の工事関係部署や建設業者において混乱が生じているため、通知等にて国の見解を明示していただきたい。
- ・ 環境省では橋梁等の塗り替え工事で発生した PCB を含む塗膜については、当該工事は建設工事であるため排出者は元請と判断しているが、メンテナンスの一環であり建設工事には該当しないため排出者は発注者と判断する自治体もある。ついては、通知等により見解を示されたい。
- ・ 「橋梁等に使用された塗膜について、剥離、解体等の作業を委託して実施した場合、発生した塗膜くず等 PCB 汚染物」の処理責任を負うのが管理者（発注者）であるか、事業者（受注者）であるかを明確に示していただきたい。

なお、本県としては、下記の事由から、使用中の所有者が廃棄物となった後も処理責任を持つべきであると考え、必要であれば制度改正を実施すべきと考える。

PCB 廃棄物特措法が使用製品の段階から届出義務、廃棄義務を課していることや、

処分期間経過後は廃棄物とみなすこととしていることから、PCB 特措法の趣旨として、使用者に処理責任を負わせることを想定していると考えられること。

処分期間終期の直前に工事による取り外し、除去等を行った場合、廃棄を怠っていた所有者でなく、工事の受託者が PCB 特措法違反となり、法令上の行政処分等の対象となる可能性がある。(特に電気工作物に該当するものについては特例処分期間経過後まで廃棄物とみなせないため、処分期間経過後～特例処分期間終期の間に工事により取り外し、除去を行った場合、確実に受託者が PCB 特措法に違反している状態となってしまう。)

行政代執行について 5件

- ・ 北海道エリアでは、現段階ではできる限り代執行案件を減らすことが求められるが、今後少なからず代執行事案は発生することが予想される。代執行に要した費用の徴収が困難になる場合が想定され、自治体に財政や人的負担が生じることのないよう、支援を求める。
- ・ 北九州エリアでの代執行状況や手法等の情報提供をしていただきたい。
- ・ 北九州エリアでの行政代執行での課題(法的課題を含む。)について情報を集めているところなので、国の研修(各 J E S C O の広域処理協議会などでも可)などで実例も交えながら紹介していただきたい。(実際に鍵等をこじ開けて、PCB 廃棄物に関する行政代執行を実行した事例についてなど)
- ・ 代執行への支援充実(人材、費用等)
- ・ 代執行事例の情報共有(特に使用中機器の取扱い)

経済産業省への意見について 5件

- ・ PCB 未処分、未届け業者の把握は聞き取りではなく、経産省、財務省等への提出物等の中で行うなど、効果の高い効率的な方法で行うべき。(別途やることは効果、効率から考えて無駄)
- ・ 使用中の電気工作物についても、県への届出を必須とすべき。(後で出てこられても困る、処分を働きかけるのに分けて指導する意味が無い)
- ・ 電気工作物所有者及び電気主任技術者に対する、PCB 処分に関する働きかけが足りていない。未処分、未届では事業が出来ないようにする等の工夫が必要。
- ・ 微量 PCB 含有電気機器の課電自然循環洗浄について、もっと小容量のトランス等に適用できるようにしていただきたい。また、類似の方法で使用中の変圧器を無害化する手法を検討いただきたい。
- ・ PCB 含有電気機器を保有している可能性のある者に対して、PCB 含有電気機器に該当するか否かを自ら調査する義務を課することを検討していただきたい。

PCB 特別措置法に関する事項 3件

- ・ 電気事業法データを PCB の廃棄指導に生かすため、より密な連携体制を構築すること。出来れば PCB 特措法を経済産業省との共管とすること。
- ・ 以下の観点から、PCB 特措法に基づく届出書の運用についてご検討いただきたい。
少数の PCB 廃棄物を保管する事業者向けの様式を作成する等、処分がすべて完了した際

は処分完了届出により翌年度の保管状況等届出書の提出を省略する。

(理由) PCB 廃棄物を大量に保管する事業者は少数であり、多くの保管事業者は一度の処分ですべての廃棄が完了するケースに該当する。実際の処分から翌年度の保管状況等届出書の提出まで期間が開くことで、提出を失念し、届出提出依頼や督促といった業務が発生し、職員の負担となる。また、事業者側にしても掘り起し調査への対応、JESCO や運搬事業者との契約、機器の分析や低濃度 PCB 廃棄物処分業者とのやり取りに多くの書類や手続きに追われる中、処分後に時期を外れての届出書提出は負担である。

- ・ 高濃度 PCB 使用製品については「処分期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならない。」(PCB 特措法第 18 条)とあるが、低濃度 PCB 使用製品は廃棄の期限が定められておらず、様式第一号に関する届出も対象外となっている。その一方で、期限内の処理のため把握や指導が必要となってくると考える。今後、事業者による報告(行政としての把握)や指導に関する指針をいただきたい。

登録等管理システムについて 2 件

- ・ PCB 届出管理システムはシステム上エラーへの修復が相次ぐほか、説明が不十分なままパッチが配付され混乱している。昨年度も同様の状態であり確実な改善を求める。また、システム入力自体が自治体の事務への負担となっており、自治体が早期処理に向けた本来業務に注力できるよう、入力作業自体も含めた委託を検討いただきたい。
- ・ 現在、「廃掃法届出」「電事法届出」「掘り起こし調査」「JESCO 登録・処分」など、本来同じ【もの】のデータが、独立してバラバラのデータ形式で作成・管理されているため、突合や処理進捗の管理が非常に難しい状況にある。自治体が進捗管理の責務を負っているが、自動車リサイクルなどと同様に新たに全国共通の電子システムを運用し、処分完了まで一貫して管理する仕組みを作ってほしい。このままでは保管期限の延長が生じるだけである。
電事法・掘り起し 廃掃法届出 処分 までを 保管事業者・行政・処理事業者 が一つのシステムを使用することで、確実な処理を促す体制を作るべきだと考える。

関係機関との連携について 4 件

- ・ 電気事業法データを PCB の廃棄指導に生かすため、より密な連携体制を構築すること。出来れば PCB 特措法を経済産業省との共管とすること。
- ・ 外国公館や米軍施設等の PCB 含有廃棄物(使用製品も含む。)については、適正な保管と処理を行うよう働きかけていただきたい。
- ・ 税情報の利用が可能となるように関係部局との調整をお願いしたい。
- ・ 厚生労働省においては、「高濃度ポリ塩化ビフェニルを含むコンデンサー等が使用された X 線機器の所有の有無の確認及び早期処理の徹底について(平成 30 年 1 月 31 日付け事務連絡)」にて、各自治体衛生主管部局に対して、医療機関における PCB 使用製品の有無の確認を求めている。また、文部科学省においては、「高濃度 PCB 廃棄物の保管量等の再度の確認等について(平成 30 年 3 月 7 日付け 29 施参事第 36 号)」にて、直接、国立大学法人等に対して、高濃度 PCB 廃棄物について再確認した上での報告を求めている。PCB 廃棄物の早期処理に関しては、政府一丸となって取り組む(関係省庁が一丸となって PCB

廃棄物の処理を進める)こととなっていることから、厚生労働省と同様、全省庁において、所管する全ての関係団体・機関に対して、PCB廃棄物の早期処理の周知だけでなく、確認結果などの報告を求める取り組みを実施すること。加えて、経済産業省においては、各電力会社に対して、需要家の電路におけるPCB使用製品の有無に関する確認・報告も指示するよう要望する。

情報の共有について 7件

- ・ 北九州事業エリアの変圧器、コンデンサーに関し全国で最初に処分期間の末日を迎え、今後、行政の具体的な対応が進んでいくことから一層の情報共有を行っていただきたい。
- ・ 安定器の掘り起こし調査を進めるにあたり、家屋課税台帳の情報を利用しているが、登記種類が倉庫や車庫などの場合に、事業場か一般家庭に付随するものかの判断に苦慮している。送付対象者の効率的・効果的な選定方法について早急な情報提供をお願いする。
- ・ 現在の掘り起こしマニュアルでは手順や実績について、調査方法の方針が示されているが、当該業務に当たる職員が財政部局への予算要求や業者への委託に当たり説明するための資料にはなっていない。担当者は別途、こういった委託仕様書でどのような効果が認められるのかといった詳細な資料を入手する必要がある。
先行で調査を行っている自治体の詳細な資料（実際使用した調査票や委託仕様書）をより簡易に入手可能となるよう、イントラネットによる共有サイトの運営等について検討してもらいたい。
- ・ 安定器の掘り起こし調査状況について取りまとめてもらいたい。特に調査の手法（どの対象者リストを使用するか、独自の調査方法を行っているか、現地調査を実施するか、どのような広報を行っているか）など自治体によって様々であるので、他の自治体の取り組みを参考にできるようにまとめていただきたい。
- ・ 北九州事業エリアにおいては変圧器・コンデンサーの処分期間を経過したため、改善命令や代執行等の必要な措置を講じていると想定される。当該エリア内における取組について、他の事業エリアの先行事例を共有してほしい。
- ・ 街路灯及びトンネルの照明に設置されている安定器並びに橋梁の塗膜くず等に係るPCB廃棄物等の掘り起こし調査について、国が所有する施設でどのような調査が行われているか、情報共有してもらいたい。
- ・ 排出事業者不明等のPCB廃棄物について、実態把握が難しく、また、把握した後においても指導等も困難となると考えられるが、方法や対策等（把握成功事例やガイドライン等）を教示いただきたい。

財政的・技術的支援について 24件

収集運搬について 5件

- ・ 高濃度PCB廃棄物の処分費用については、独立行政法人環境再生保全機構のPCB廃棄物処理基金による中小企業等を対象とした補助制度があるが、収集運搬費用に係る補助がない。高濃度PCB廃棄物については、処理先がJESCOのみであり、特に安定器等・汚染物は遠方への運搬が必要となるため、収集運搬費用が高額となり、排出事業者にとって大きな負担となっていることから、処理の補助制度を整備していただきたい。

- ・ 安定器の収集運搬費用の補助制度を設置できないか。
- ・ 安定器の処分に、量によっては処分費用以上の収運費用がかかっている。PCB 廃棄物処理基金は、化学処理という方法が焼却処理よりも高いコストがかかることから創設された制度であるため、収運の費用は補助対象にならず、利用できない。
- ・ JESCO による処理費用に対しては中小企業者等軽減措置が図れているが、運搬費の上乗せが処分遂行を進める上での足枷となるケースが見られる。
- ・ 処理範囲を運搬まで拡大させるか、自社運搬のハードルを下げる等について、一度検討して頂きたい。

掘り起こし調査について 9 件

- ・ 安定器の調査は、自家用電気工作物の場合と違い電気主任技術者の協力が得られず、施設管理者が新たに電気工事業者に確認を依頼したり、また高所作業を伴う場合もあるなど、調査費用がかかり調査が進展しない可能性がある。
- ・ 適正処理を推進するため調査費用に対する補助制度の創設をお願いしたい。
- ・ 安定器の掘り起こし調査に当たり、必要な費用を補助していただきたい。
- ・ 管内の市町村の PCB 使用安定器の実態把握及び処理が進んでいないことから、市町村を対象とした財源措置等を検討していただきたい。
- ・ 古い建築物の所有者が行う PCB 含有安定器の有無を調査する費用の補助制度の創設
- ・ PCB 使用安定器の調査、交換にかかる器具・設置費用の補助について、十分な予算を確保するとともに、国として照明器具の早期交換（LED 化）の推進をお願いしたい。
- ・ 事業者から、安定器について知識が無いため自分での調査ができず、外部委託すると多額の費用がかかるため調査が困難であるとの声がある。安定器の処理促進のため、現場調査に対し、補助金等の検討いただきたい。
- ・ 調査票の記入方法が事業者には解りづらく、回答の妨げになっている。そのため、現地調査の件数が増え、結果として業務量が多くなった。補助金などにより民間会社に委託する体制を整えて欲しい
- ・ 各自治体を実施する掘り起こし調査に要する費用について、地方交付税交付金の算定対象としていることは理解しているが、これのみで予算を確保することは困難な状況であるため、掘り起こし調査に要する費用を国が直接支援することが必要であると考えます。

低濃度 PCB 廃棄物について（収集・運搬、分析等） 8 件

- ・ 高濃度 PCB 廃棄物の処分期間が迫っている中で、低濃度 PCB 廃棄物の処理助成について事業者からの問い合わせが増えている。「低濃度の期限まではまだ時間はある」、「助成ができるまで待つ」といった事業者もあり、処理が進まない現状である。低濃度 PCB 廃棄物処理助成についての方針はいかがか。
- ・ 濃度不明機器については、有料の検査を受ける必要がある上に、PCB 含有が認められれば処理費用が高額となってしまうため、保管事業者による自発的に処理を進めるには何らかの軽減対策が必要であると考えます。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物について、分析費用、収集運搬費用、処分費用の補助制度を（既に処分した事業者に不公平感を与えないように）設置できないか。PCB 廃棄物処理基金は、これ

らは補助対象にならない。

- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の処理にあたっては濃度測定が必要であり、測定費用の負担は中小企業にとって軽いものではありません。低濃度 PCB 廃棄物の早期処理を進めるためには、国による濃度測定費用の支援制度の創設が必要と考えます。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の処理費用（収集運搬・処分）の補助制度の創設
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の処理費用は、高濃度 PCB 廃棄物のように処理費用の軽減措置がなく、中小零細企業や個人にとって多大な負担がかかる。無害化処理認定事業者の価格競争による処理費用の低下のみに任せることなく、高濃度 PCB 廃棄物と同様に、国による低濃度 PCB 廃棄物の処理費用の補助制度の創設について検討願いたい。処分期限内の適正処分を推し進めるためにも、収集運搬費用の補助制度の創設についても検討願いたい。
- ・ 低濃度 PCB 機器の処理促進のため、濃度分析、処分費及び運搬費の補助制度を設けていただきたい。事情を考慮した救済措置を検討していただきたい。既に事業を営んでいない場合や相続等により仕方なく保管している場合で明らかに資力に乏しい者。自然災害など不可抗力により事業や生活の再建を強いられている者など。
- ・ 低濃度 PCB 機器の処理促進のため、濃度分析、処分費及び運搬費の補助制度を設けていただきたい。

その他 2 件

- ・ 事業者の分析を促すため、新しいコンデンサー購入の補助を検討いただきたい。また、コンデンサーに穴を開けなくとも含有を分析できる手法、又は使用に影響の検体の採取方法を検討いただきたい。
- ・ PCB 廃棄物の濃度（含有量）調査について、個人・中小企業向け補助制度を設けるつもりはないか。例えば年代的に高濃度ではなくても、低濃度が不含有か不明な PCB 廃棄物について、分析せずとも低濃度とみなして処分委託することはできないか。

紛失・破産・不明事業者等に関して 3 件

- ・ 過去に PCB 特別措置法第 8 条第 1 項の規定に基づく PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書を提出した者であって、PCB 廃棄物を紛失した者について、法第 3 条違反に関する指導票を交付（文書指導）したり、福井県の独自様式である紛失届出書を提出するよう指導したりとさまざまな方法で指導しているが、今後の指導方針としてどう指導していくとよいか助言していただきたい。また、紛失した者に対し、罰則を適用した事例はあるのか紹介していただきたい。
- ・ 破産した者を含めた資金力が乏しい事業者が PCB 廃棄物を残し、適正処理が進まない事例がある。当該事業者は連絡がつかなくなったり、資金力が乏しいため処理する意思がみられなくなったりするなど、対応に苦慮している。処分期限日を超過すれば行政代執行となると想定されるが、他に指導方針案があるのか助言していただきたい。

事業者が破産した場合、PCB 廃棄物を含めて破産管財人が破産管財業務を実施されればよい（PCB 廃棄物の処理の意思がある土地の購入者がいる場合、土地の購入代金を差し引くなど）が、破産手続きが廃止されると、PCB 廃棄物は放置されることが多い。当該事例の場合、誰に処理責任があるのか助言していただきたい。

同様の事例は他の自治体ではどのような対応としているのか紹介していただきたい。平成29年10月付けPCB廃棄物等掘り出し事例集（第2版）において、事例（5）廃工場の電気室にコンデンサーが残置されていた事例など法人が破産している複数の事例が紹介されているが、掘り起こし調査でPCB廃棄物を発見後、届出指導～処分完了までの事例（対応）集があると便利である。

また、環境省から裁判所および弁護士団体等にPCB廃棄物を含めた破産管財業務を遂行されるよう依頼していただきたい。

- ・ PCB廃棄物を保管する法人が清算または破産した場合、処理責任は清算または破産した法人の旧役員にあると考えればよいか。また、旧役員に処理責任があるとした場合、PCB廃棄物特別措置法第17条の譲渡し及び譲受けの制限の適用があるが、PCB特別措置法施行規則第26条の譲渡し及び譲受けの制限の特例を適用してよいか。

その他 8件

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金について

- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金（以下 基金という）については、560億円を造成することを目的に、平成13年度から実施しているが、造成は平成30年度には完了するものと推測される。平成31年度以降の予算措置は不要と解してよろしいか。不要であるならば、当該内容を文書等で明確にお示しいただきたい。

当該基金は現在、高濃度PCB廃棄物の処理にしか活用できないため、北九州事業エリアにおいては、安定器の計画的処理完了期限以降は活用の用途がない。当該基金の用途変更等を行わないのであれば、期限日において基金に残額がある場合、速やかに自治体に対する返還の手続きを行っていただきたい。

処理困難者について

- ・ 処理困難者の認定基準を定めていただきたい。

一般廃棄物としてのPCB廃棄物の取扱いについて 2件

- ・ 安定器等の掘り起こし調査が進むと、一般家庭等から事業に伴わないPCB廃棄物が発見される可能性が高い。その場合の処理等については、保管者・処分業者双方共に整理がされていないため、指導が難しいことが予想される。
- ・ 住民がPCB含有可能性のあるコンデンサー等を保管しており、廃棄処分したいという申し出があった場合、自治体はどのように対応するべきなのか。

PCB廃棄物の処理責任について

- ・ 「PCB含有トランス、コンデンサー、安定器等機器が設置された建物の解体工事を委託して実施した場合、当該解体作業の中で取り外し、廃棄物となった当該機器」の処理責任を負うのが管理者（発注者）であるか、事業者（受注者）であるかを明確に示していただきたい。

なお、本県としては、下記の事由から、使用中の所有者が廃棄物となった後も処理責任を持つべきであると考え、必要であれば制度改正を実施すべきと考える。

PCB 廃棄物特措法が使用製品の段階から届出義務、廃棄義務を課していることや、処分期間経過後は廃棄物とみなすこととしていることから、PCB 特措法の趣旨として、使用者に処理責任を負わせることを想定していると考えられること。

処分期間終期の直前に工事による取り外し、除去等を行った場合、廃棄を怠っていた所有者でなく、工事の受託者が PCB 特措法違反となり、法令上の行政処分等の対象となる可能性がある。(特に電気工作物に該当するものについては特例処分期間経過後まで廃棄物とみなせないため、処分期間経過後～特例処分期間終期の間工事により取り外し、除去を行った場合、確実に受託者が PCB 特措法に違反している状態となってしまう。)

来年度以降の対応

- ・ 来年度以降に高濃度の変圧器・コンデンサーが発見された場合、処分の委託ができないので保管事業者が自ら処理を行うまで適切に保管することになるが、具体的な手段、期間はどうか。

本アンケートについて 2件

- ・ 平成 28 年度版自家用電気工作物掲載者に対する調査については、平成 26 年度版での調査を開始した以降に新たに調査対象者として追加したものであるが、掘り起こし進捗率の調査票においては掘り起こしマニュアルの手順に沿って記入することとなっており、実際の調査の流れと合わないために、集計結果がそのまま入力できず作成に手間が生じる。
- ・ PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアルの改訂及び電気事業法の改正により、PCB 含有自家用電気工作物の掘り起こし調査については経済産業省所管となっていることから、経産省から提供いただいた廃止リストを反映させた台帳により進捗管理及び使用を廃止した事業場への現地確認を実施することとしている。このことから、自家用電気工作物の調査は終了させる予定であるが、当該調査の進捗についてどのように表記すべきか教えていただきたい。